

生活安全の確保と 犯罪捜査活動

第1節 地域住民の安全安心確保のための取組

第2節 少年非行防止と子供の安全を守るための取組

第3節 国民の生活を犯罪から守るための取組

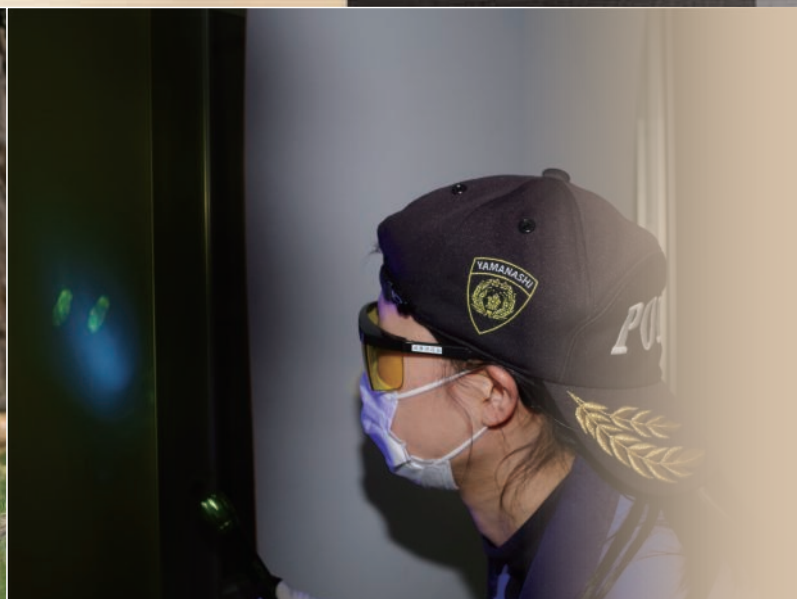
第4節 犯罪防止に向けた取組

第5節 構造的な不正事案への対策

第6節 警察捜査のための基盤整備

第2章

CHAPTER 2



第1節

地域住民の安全安心確保のための取組

1 交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、地域住民の意見・要望等に応えるべく、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っている。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

平成30年4月1日現在、全国に交番は6,260か所、駐在所は6,329か所設置されている。

(1) パトロール、立番等

① パトロール、立番等による警戒

地域警察官は、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業者に対する防犯指導、パトロールカード^(注)による情報提供等を行っている。

また、交番の施設の外に立って警戒に当たる立番や、駅、繁華街等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所において、一定の時間警戒する駐留警戒等を行っている。



立番

CASE

千葉県警察では、地域住民の安心感の醸成等のため、犯罪多発地域等において、通学路での見守り活動や商業施設での駐留警戒等、移動交番車の機動力をいかした「見せる・知らせる活動」を実施しているほか、日本語を解さない外国人の増加に対応するため、外国人コミュニティと連携した防犯パトロールや防犯講話を行うなどしている。



移動交番車

② 職務執行力の強化

警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力の向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導官等として指定し、実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能の向上に努めている。

平成29年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は16万1,363人と、警察による刑法犯の総検挙人員の75.1%を占めている。

注：パトロール中に気付いた防犯上の注意事項を伝えたり、空き巣等の被害者にパトロールを行っていることを知らせて安心してもらったりすることなどを目的として、地域警察官が管内の地域住民に配布するもので、交番名やパトロールを行った日時等が記載されている。

③ 交番相談員の活用

30年4月1日現在、全国で約6,300人の交番相談員が配置されている。交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失届の受理、被害届の代書及び預かり、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理案内等の業務に従事しており、その多くは、警察業務に関する知識や経験を有する退職警察官である。



交番相談員

(2) 地域住民と連携した活動

① 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪や事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。



巡回連絡

② 交番・駐在所連絡協議会

平成30年4月1日現在、全国の交番・駐在所に約1万2,000の交番・駐在所連絡協議会が設置されている。そこでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見・要望等を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を図っている。

(3) 交番等における外国人への対応

① 機器等の整備及び活用

警察では、日本語を解さない外国人が各種届出等のために交番等を訪れた場合に、意思の伝達や手続が円滑に行えるよう、翻訳機能を備えた機器や外国語を併記した遺失届等の各種届出関係書類等の整備及び活用を図っている。

② 電話通訳の活用

警察では、外国人への対応のため通訳が必要となった場合、携帯型端末を利用するなどして電話通訳を行い、外国人との迅速・的確な意思の疎通を図っている。また、地域警察官に対し、電話通訳を行う手順や通訳を介した事情聴取の要領等に関する訓練を行っている。

③ 外国語対応モデル交番の運用

警察では、外国人の来訪が多い観光地、繁華街・歓楽街、国際空港、大規模ターミナル駅等において、外国語で会話することが可能な職員を配置した外国語対応モデル交番を運用している。

外国語対応モデル交番では、外国語対応が可能であることを明示するなどして、日本語を解さない外国人からの各種届出、地理案内等に主に英語で対応している。



外国語対応モデル交番

(4) 遺失物の取扱い

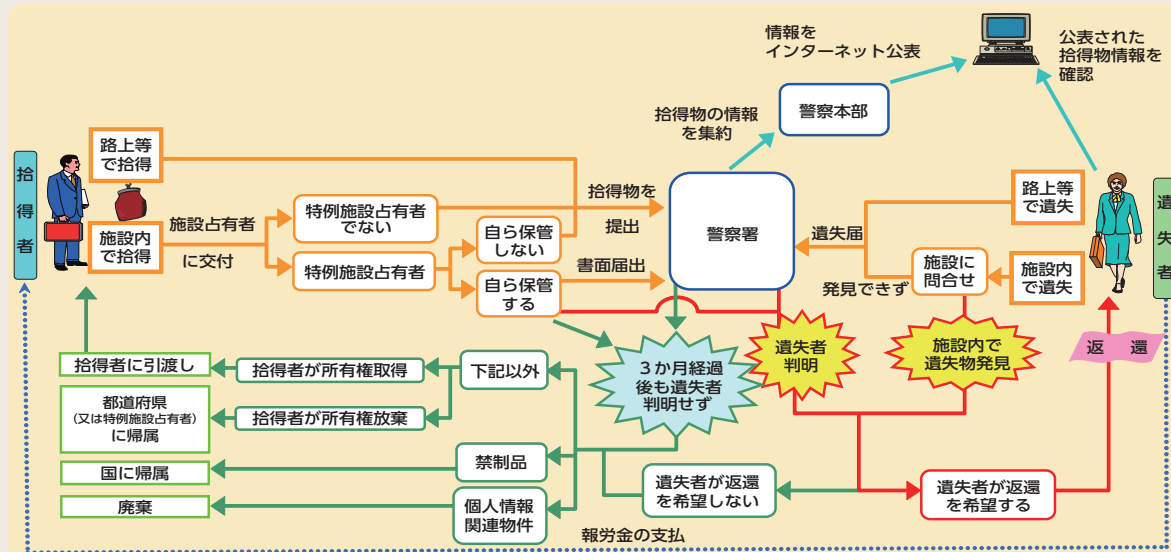
警察では、拾得物を速やかに遺失者に返還するため、拾得物・遺失届の受理業務を行っている。平成29年中に届出のあった拾得物は、特例施設占有者保管分^(注1)を含め約2,882万点に上っている。

なお、警察に提出された拾得物のうち、通貨については約128億円が、物品については約1,095万点が遺失者に返還されている。

図表2-1 拾得物・遺失届の取扱い状況の推移 (平成25～29年)

年次		25	26	27	28	29
区分						
通貨 (億円)	拾得物	156	164	171	177	186
	遺失届	364	368	370	366	369
物品 (万点)	拾得物	2,380	2,497	2,671	2,796	2,882
	遺失届	1,208	1,223	1,249	1,295	1,294

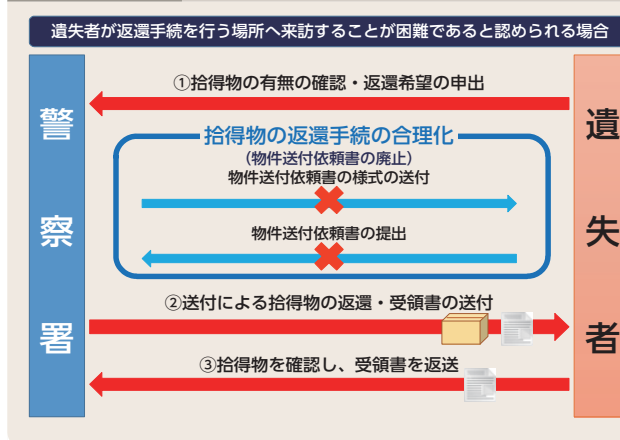
図表2-2 遺失物の取扱いの流れ



MEMO 遺失物法施行規則の改正

警察に提出される拾得物の数が増加を続ける中、警察では、国民の利便性の向上のため、平成29年2月に遺失物法施行規則を改正し、返還手続を行う場所への来訪が困難である遺失者に拾得物を送付して^(注2)返還するときに、遺失者が提出する必要があった物件送付依頼書を廃止した。

図表2-3 送付による拾得物の返還手続の合理化



注1：一定の公共交通機関又は都道府県公安委員会が指定した施設占有者（特例施設占有者）は、拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その物件を自ら保管することができる。

2：遺失物法第11条第1項の規定に基づき、拾得物を返還するときは、当該拾得物が遺失者のものであることを確認しなければならないことから、拾得物が身分証明書等により遺失者を特定することができる場合等、本人確認を確実に行うことができる場合に限る。

2 事件・事故への即応

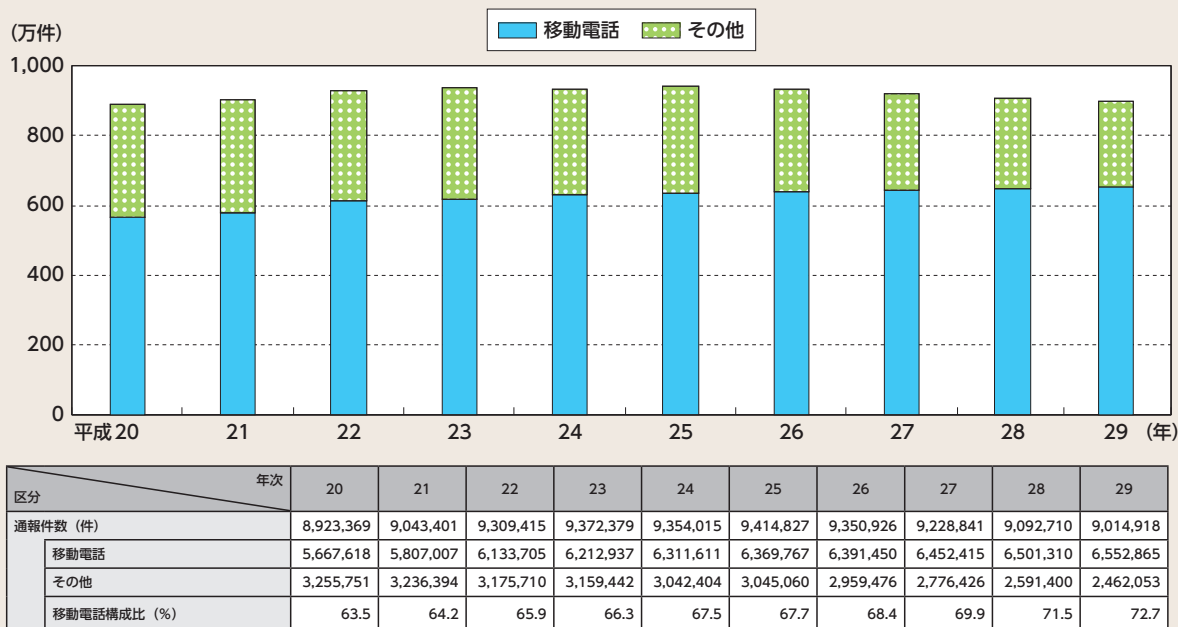
交番、駐在所等の警察官は、事件、事故等が発生した際、直ちに現場に向かい、初動措置をとっている。警察では、警察官が迅速に現場に駆けつけられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の活用による機動力の強化に努めている。

(1) 110番通報

平成29年中の110番通報受理件数^(注1)は、約901万件であり、約3.5秒に1回、国民約14人に1人から通報を受理したことになる。また、携帯電話等の移動電話からの110番通報が72.7%を占め、過去最高を記録した。

警察では、110番通報の適切な利用の促進のため、事件、事故等の緊急の対応を必要とする場合にはためらわずに110番通報を利用する一方、緊急の対応を必要としない相談等の通報については「#（シャープ）9110」番^(注2)や各種相談電話を利用するよう呼び掛けている。

図表2-4 110番通報受理件数の推移（平成20～29年）



(2) 通信指令

① 通信指令システム

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、都道府県警察には通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備^(注3)の発令等を行っている。平成29年中の緊急配備の発令件数は、前年と比べ486件（7.0%）減少し、6,496件となった。

また、29年中に通信指令室で直接受理した110番通報に対するリスポンス・タイム^(注4)の平均は、7分5秒であった。

警察では、増加する携帯電話等からの110番通報に的確に対応するため、携帯電話等で110番通報した際に、音声通話と同時に発信者の位置情報が通知されるシステム（位置情報通知システム）を全都道府県警察において運用するなど通信指令システムの高度化を図っている。

注1：無応答、いたずら、かけ間違い等は計上していない。

注2：74頁参照

注3：重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、警戒員を配置して行う検問、張り込み等

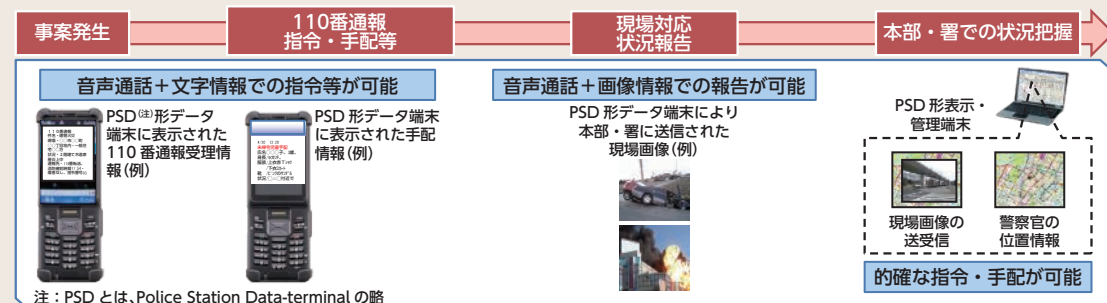
注4：通信指令室が110番通報を受理し、パトカーに指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間

② 携帯型端末を活用した初動警察活動

警察では、音声通話機能及びデータ通信機能を有する携帯型端末を整備し、各都道府県警察において運用している。

同端末の活用により、通信指令室で受理した110番通報の内容、各種事案の現場で撮影した画像、GPSで測位された警察官の位置等の情報を、通信指令室、警察署及び現場の警察官が組織的に共有し、的確な初動警察活動に当たっている。

図表 2-5 携帯型端末の概要（代表例）



③ 外国語による110番通報への対応

警察では、外国語に通じた警察官を通信指令室に配置するほか、通訳センター等の警察職員を含めた三者通話を行うなどして、日本語を解さない者からの110番通報に対応している。

（3）初動警察活動の強化

① 通信指令を担う人材の育成強化

警察では、110番通報の受理、指令及び無線報告の技能を競う全国通信指令・無線通話技能競技会の開催や、通信指令の知識・技能に関する検定制度の運用、卓越した通信指令の技能を有する者として選抜された、警察庁指定広域技能指導官や都道府県警察の技能指導官等による実践的な指導等を通じた組織的な人材育成に努めている。

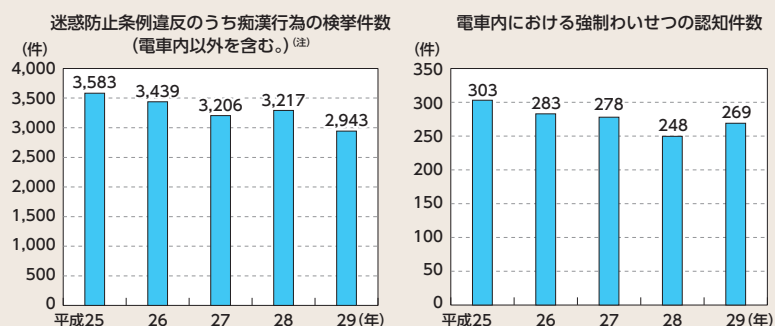
② 実践的な訓練の実施

警察では、事案対応能力の更なる強化を図るため、無差別殺傷事件その他の重大事案の発生を想定した実践的な訓練を継続的に実施している。

（4）鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、鉄道事業者等と連携し、警乗^{（注）}、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備を実施している。また、痴漢の被害者から相談を受理した場合は、被害者に同行して身辺の警戒を行うなどしている。

図表 2-6 痴漢事犯の検挙状況等の推移（平成25～29年）



注：いわゆる迷惑防止条例における、卑わいな行為等を禁止する規定に係る検挙件数及び検挙人員は、「痴漢」、「のぞき見」、「下着等の撮影」、「透視によるのぞき見」、「透視による撮影」、「通常衣服を着けない場所における盗撮」及び「（その他）卑猥な言動」の区分により各都道府県警察に報告を求めているが、このうち「痴漢」として報告を受け、集計した数値を示したものの。

注：列車内における公安の維持を図るため、警察官が列車に乗務して、列車内における犯罪の予防、被疑者の検挙、事故の防止等に当たること。

(5) パトカーの活用

警察では、全国の警察本部や警察署に配備したパトカーを活用して、管内のパトロールを行うとともに、事件、事故等の発生時における初動措置をとっている。



パトカー

CASE

平成29年6月、パトカーで警ら中に県外のナンバープレートをつけた不審車両を発見し、運転手の男（51）に対する職務質問を行って、同男の同意を得た上で同車両内を検索したところ、同車両内に置かれていたバッグから拳銃1丁を発見したことから、同男を銃刀法違反（拳銃所持）で逮捕した（山形）。

(6) 警察用航空機及び警察用船舶の活用

警察では、ヘリコプターテレビシステムやホイスト救助装置^(注)等の各種資器材が装備された警察用航空機（ヘリコプター）及び水難者救助用の各種資器材が装備された警察用船舶を全国に配備しており、通信指令室やパトカーと連携し、その機動力をいかしたパトロール、被疑者の追跡、災害や重大事件発生時における情報収集、被災者の救助等を行っている。



警察用航空機



警察用船舶

CASE

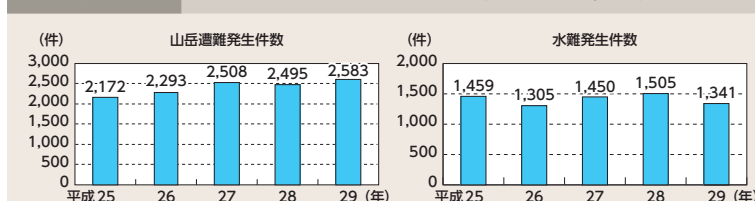
平成29年4月、琵琶湖において、多数のボート等が悪天候のため転覆した事故が発生したことから、ヘリコプターが、水難者を捜索及び発見するとともに、警察用船舶を的確に誘導したことにより、水難者3人を救助した（滋賀）。

(7) 山岳遭難及び水難に対する警察活動

平成29年中の山岳遭難の発生件数は2,583件、遭難者数は3,111人（うち死者・行方不明者は354人）であり、水難の発生件数は1,341件、水難者数は1,614人（うち死者・行方不明者は679人）であった。近年は、スキー場の管理区域外におけるいわゆるバックカントリースキーによる遭難や外国人の遭難が増加傾向にあり、また、子供の水遊び中の水難も発生している。

警察では、関係機関・団体等と連携の上、ヘリコプター等を活用して遭難者等の捜索救助に当たるとともに、山岳遭難等の防止を図るため、パトロール、広報啓発活動等を実施している。

図表 2-7 山岳遭難及び水難の発生件数の推移（平成25～29年）



山岳における訓練状況

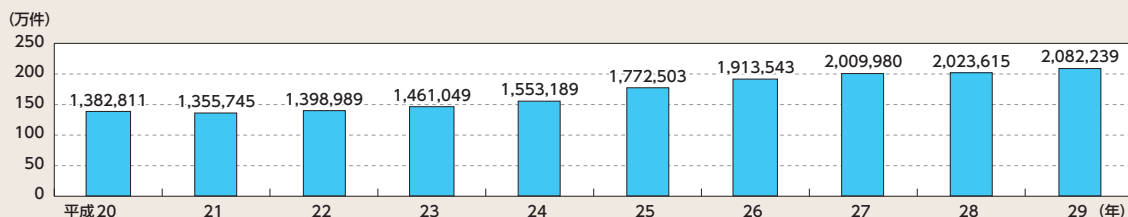
注：航空機の機外に装着した電動装置を用いて、ワイヤーで人や物を昇降させるための装置

3 相談業務の充実強化

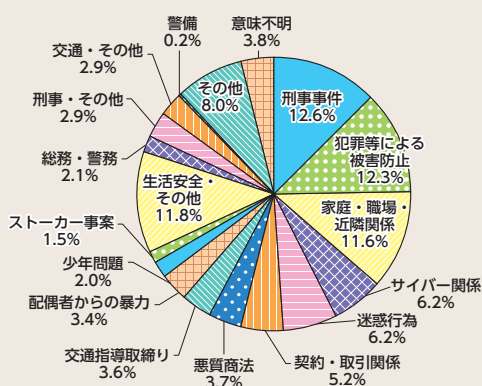
(1) 相談取扱いの現状

相談取扱件数の推移及び相談内容については、図表2-8から図表2-10までのとおりである。平成29年中の相談取扱件数は208万2,239件と、前年より約5万9,000件（2.9%）増加し、近年増加傾向にある。主な相談内容としては、刑事事件、犯罪等による被害防止、家庭・職場・近隣関係に関するものなどが挙げられる。

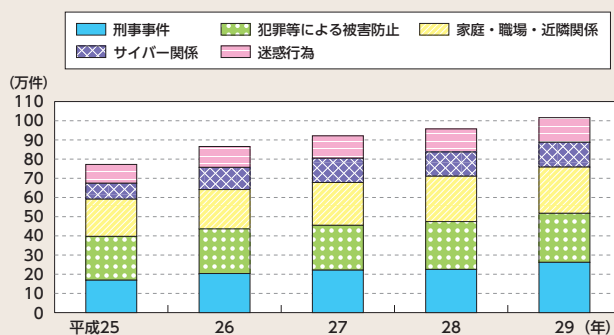
図表2-8 相談取扱件数の推移（平成20～29年）



図表2-9 相談内容の内訳（平成29年）



図表2-10 主な相談内容とその推移（平成25～29年）



区分	年次	25	26	27	28	29
刑事事件（件）		168,869	203,665	221,171	225,094	261,936
犯罪等による被害防止（件）		228,362	232,672	233,675	249,332	255,520
家庭・職場・近隣関係（件）		193,850	205,045	223,412	236,442	240,956
サイバー関係（件）		83,061	115,561	126,224	126,621	129,393
迷惑行為（件）		98,137	108,854	116,964	120,066	128,258

(2) 相談受理体制

警察では、国民から寄せられた相談に対し、迅速・確実に組織的な対応を行うことができるよう、警視庁及び道府県警察本部並びに各警察署の総・警務部門にそれぞれ相談の総合窓口を設置している。

総合窓口には、警察職員のほか、経験豊富な元警察職員等の警察安全相談員の配置を進め、体制の充実に努めている。

また、警視庁及び道府県警察本部の総合窓口に全国統一番号の警察相談専用電話（「#9110」番^{（注）}）を設置し、電話をかければ発信地を管轄する警察本部等の総合窓口に接続されるようにしているほか、都道府県警察のウェブサイト上でも相談を受け付けている。



「#9110」番の広報活動

注：携帯電話からも利用できる。なお、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できないので、相談専用の一般加入電話番号を警察庁ウェブサイト等で広報している。

(3) 相談内容に応じた適切な対応の推進

① 相談への組織的な対応

寄せられた相談に対しては、犯罪等の被害の発生の有無にかかわらず、相談内容に応じて、関係する部署が連携して対応し、指導、助言、他の専門機関の教示、相手方への警告、検挙等、相談者の不安等を解消するために必要な措置を講じている。

相談者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれのあるものなど緊急の対応を要する相談事案を認知した場合には、直ちに幹部へ報告して対応するなど、迅速かつ組織的な対応を強化している。

② 相談に対応する職員への研修の実施

多種多様な相談に適切に対応できる職員を育成するため、都道府県警察では、相談に対応する職員に対し、各部門の業務担当者による事案ごとの相談受理・対応要領の講義や様々な専門的知識を有する部外講師による講義等、実務に直結する研修を実施している。

③ 関係機関・団体等との連携の推進

警察以外の機関・団体等で取り扱うことが望ましい相談や警察以外の機関・団体等との緊密な連携が必要な相談への適切な対応を図るため、関係機関・団体等との連絡会議を開催して意見交換を行うなど、関係機関・団体等との連携強化に努めている。

CASE

平成29年2月、女性から「友人の孫が母親からいじめられているようだ」との相談を受理した。直ちに児童から事情聴取を行ったところ、同児童が母親から身体的虐待及び心理的虐待を受けていることが判明した。同児童に更なる危害が及ぶおそれがあったことから、児童相談所に通告した結果、同児童相談所による一時保護がなされたことなどにより、同児童の安全を確保した（福井）。

CASE

29年8月、男性から「暴力団構成員を名のる男から、知人に貸した金銭の返済の一部を免除するよう要求された」との相談を受理した。同年9月、稲川会傘下組織構成員の男（51）に対し、暴力団対策法^(注1)に基づき、暴力的要求行為^(注2)を行ってはならない旨の中止命令を発出した（青森）。

(4) 認知症に係る行方不明者等への対策

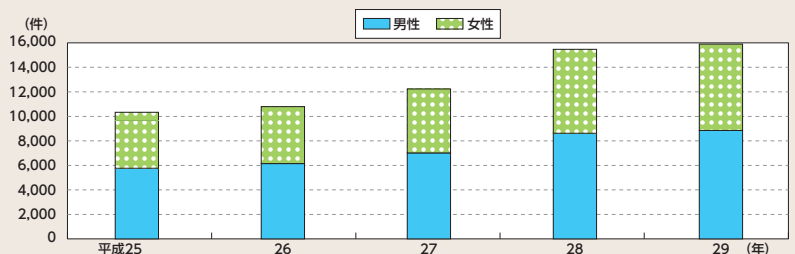
平成29年中の認知症に係る行方不明者届の受理件数は1万5,863件であり、統計をとり始めた24年以降、増加を続けている。

警察では、地域における認知症高齢者等の見守りネットワークの活用や、関係機関・団体等と緊密に連携した行方不明者発見活動を推進しているほか、認知症サポーター養成講座等の部外有識者による講習会や搜索模擬訓練等を通じて、認知症の特性や認知症に係る行方不明者を発見した場合の対応要領等について、職員の理解を深める取組を行っている。



搜索模擬訓練の状況

図表2-11 認知症に係る行方不明者届の受理件数の推移(平成25～29年)



区分	年次	25	26	27	28	29
合計 (件)		10,322	10,783	12,208	15,432	15,863
男性		5,747	6,130	7,012	8,617	8,851
女性		4,575	4,653	5,196	6,815	7,012

注1：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

2：指定暴力団の暴力団員が指定暴力団の威力を示して行う不当な金品等の要求行為

第2節

少年非行防止と子供の安全を守るための取組

1 少年非行防止に向けた取組

(1) 少年^(注1)非行の現状

① 少年非行情勢

触法少年（刑法）及び不良行為少年の補導人員は、いずれも減少傾向にある。

図表2-12 触法少年（刑法）及び不良行為少年の補導人員の推移（平成20～29年）

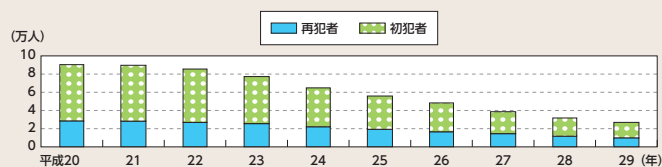
区分	年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
触法少年（刑法）の補導人員（人）		17,568	18,029	17,727	16,616	13,945	12,592	11,846	9,759	8,587	8,311
凶悪犯		110	143	103	104	130	106	76	62	81	74
粗暴犯		1,347	1,336	1,497	1,438	1,469	1,494	1,429	1,190	987	1,014
窃盗犯		11,356	12,026	12,077	11,383	9,138	8,069	7,728	6,398	5,699	5,535
知能犯		65	68	60	68	61	64	44	61	48	34
風俗犯		137	166	175	185	202	253	192	230	192	214
その他の刑法犯		4,553	4,290	3,815	3,438	2,945	2,606	2,377	1,818	1,580	1,440
不良行為少年の補導人員（人）		1,361,769	1,013,840	1,011,964	1,013,167	917,926	809,652	731,174	641,798	536,420	476,284
深夜はいかい		732,838	554,078	549,798	564,575	526,421	472,852	429,943	373,132	309,239	270,667
喫煙		497,658	364,956	363,658	353,258	303,344	257,043	225,920	198,555	162,231	138,588
その他		131,273	94,806	98,508	95,334	88,161	79,757	75,311	70,111	64,950	67,029

② 平成29年中の少年非行の主な特徴

ア 再犯者^(注2)

29年中の刑法犯少年の再犯者数は、14年連続で減少したほか、刑法犯少年全体に占める再犯者の割合は35.5%と、20年ぶりに前年より低下した。

図表2-13 刑法犯少年の再犯者数・再犯者率の推移（平成20～29年）

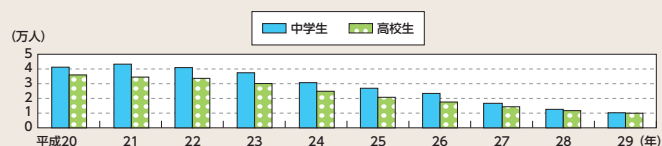


区分	年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
再犯者（人）		28,404	28,295	27,050	25,435	22,179	19,345	16,888	14,155	11,696	9,510
初犯者（人）		62,562	61,987	58,796	52,261	43,269	37,124	31,473	24,766	19,820	17,287
再犯者率（%）		31.2	31.3	31.5	32.7	33.9	34.3	34.9	36.4	37.1	35.5

イ 中学生及び高校生の検挙・補導人員（刑法）

中学生及び高校生の検挙・補導人員の推移は、図表2-14のとおりであり、いずれも減少しているが、19年以降、中学生が高校生を上回っている。

図表2-14 中学生・高校生の検挙・補導人員（刑法）の推移（平成20～29年）



区分	年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
中学生（人）		41,505	43,596	41,474	37,946	30,894	27,291	23,528	17,015	12,739	10,292
高校生（人）		36,200	34,857	33,917	30,303	25,159	21,015	17,700	14,657	11,928	10,209

CASE

29年2月、男子高校生（18）は、自宅において、実母の首を刃物で突き刺すなどして殺害し、実母の死体を自宅敷地内の物置に遺棄した。同月、同男子高校生を殺人罪等で逮捕した（三重）。

注1：20歳未満の者

2：非行を犯した者であって、当該非行の以前に、非行を犯し、処分を受けたことのあるものをいう。処分の未決・既決は問わず、触法少年時に受けた処分や警察限りの扱いも含む。

(2) 非行少年を生まない社会づくり

警察では、都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員^(注1)を中心に非行防止に向けた取組を行っている。また、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図るため、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいる。

① 少年相談活動

少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的な知識を有する職員等が面接や電話、電子メール等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

② 街頭補導活動

少年のい集する繁華街や公園等において、少年警察ボランティア等と共同で、喫煙や深夜はいかい等をしている少年に指導・注意を行う街頭補導活動を実施している。

③ 継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて指導・助言等を行う継続補導を実施している。また、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、継続的に声を掛けるほか、体験活動等への参加促進、修学・就労の支援等を行い、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援する活動を推進している。



農業体験を通じた立ち直り支援活動

④ 広報啓発活動

学校で非行防止教室、薬物乱用防止教室等を実施するなどして、地域の非行情勢や非行要因等について情報発信し、少年警察活動等についての理解を促している。

(3) 学校その他関係機関との連携確保

① 学校と警察との連携

教育委員会等と警察の間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度が、全ての都道府県で運用されている。また、警察署の管轄区域、市町村の区域等を単位に、平成30年4月現在、全ての都道府県で約2,300の学校警察連絡協議会が設けられている。

② スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っている。30年4月現在、44都道府県で約850人が配置されている。

③ 少年サポートチーム

個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から構成される少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年等への指導・助言を行っている。

(4) 少年警察ボランティアとの連携

警察では、平成30年4月現在、少年警察ボランティアとして、全国で少年補導員^(注2)約5万1,000人、少年警察協助員^(注3)約250人及び少年指導委員^(注4)約6,400人を委嘱しており、協力して少年の健全育成のための活動を推進している。また、同年3月現在、大学生ボランティア約6,700人が全国で活動しており、少年と年齢が近く、その心情や行動を理解しやすいなどの特性をいかし、学習支援活動や少年の居場所づくり活動等にも取り組んでいる。

(5) 少年事件対策

警察では、集団的不良交友関係^(注5)に関する情報を収集・分析し、少年事件対策に活用するとともに、警視庁及び道府県警察本部に少年事件捜査指導官を置き、個々の少年の特性に応じた取調べや客観的証拠の収集等による非行事実の厳格な特定等に努めるよう、捜査員等に対して指導・教育を行うことにより、少年事件の厳正かつ的確な捜査・調査に努めている。

注1：特に専門的な知識及び技能を必要とする活動を行わせるため、その活動に必要な知識と技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうちから警視総監又は道府県警察本部長が命じた者で、少年の非行防止や立ち直り支援等の活動において、重要な役割を果たしている。平成30年4月1日現在、全国に約940人の少年補導職員が配置されている。

2：街頭補導活動及び環境浄化活動をはじめとする幅広い非行防止活動に従事している。

3：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。

4：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

5：非行集団等及びその構成員又はこれに準じる2人以上の交友関係

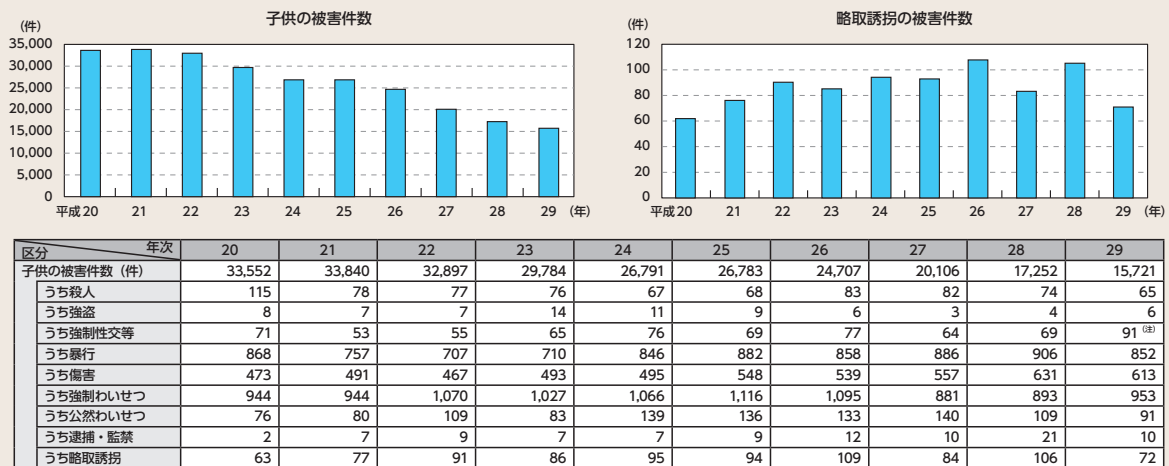
2 子供の安全を守るための取組

(1) 子供を犯罪から守るための取組

① 子供が被害者となる犯罪

13歳未満の子供が被害者となった刑法犯の認知件数（以下「子供の被害件数」という。）は、図表2-15のとおりである。子供の被害件数は、平成13年以降減少傾向にあるが、子供の被害件数のうち、略取誘拐の被害件数は、過去10年間では、ほぼ横ばいで推移している。また、略取誘拐は、刑法犯の認知件数に占める子供の被害件数の割合の高い罪種であり、29年中は30.1%（認知件数239件のうち72件）であった。

図表2-15 子供（13歳未満）の被害件数及び罪種別被害状況の推移（平成20～29年）



注：29年中の強姦を除く強制性交等の認知件数は43件であった。

② 子供の生活空間における安全対策

ア 学校や通学路の安全対策

警察では、子供が被害者となる犯罪を未然に防止し、子供が安心して登下校することなどができるよう、制服を着用した警察官による通学路や通学時間帯に重点を置いたパトロールを強化している。また、退職した警察官等をスクールサポーターとして委嘱し学校へ派遣しているほか、地方公共団体、防犯ボランティア団体、地域住民等と連携した子供の見守り活動を行うなど、学校や通学路等における子供の安全確保を推進している。

イ 被害防止教育の推進

警察では、子供に犯罪被害を回避する能力等を身に付けさせるため、小学校、学習塾等において、学年や理解度に応じ、紙芝居、演劇やロールプレイング方式等により、危険な事案への対応要領等について子供が考えながら参加・体験できる防犯教室、地域安全マップ作成会等に関係機関・団体と連携して開催している。また、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導等を行っている。

ウ 情報発信活動の推進

警察では、子供が被害に遭った事案等の発生に関する情報を子供や保護者に対して迅速に提供できるよう、教育委員会、小学校等との間で情報共有体制を整備するとともに、都道府県警察のウェブサイトや電子メール等を活用した情報発信を行うなど、地域住民に対する情報提供を実施している。

エ ボランティアに対する支援

警察では、「子供110番の家」として危険に遭遇した子供の一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアに対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っているほか、防犯ボランティア団体との合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を支援している。

MEMO 千葉県我孫子市における殺人等事件を踏まえた取組

平成29年3月、千葉県我孫子市において、不動産賃貸業の男（46）が小学校に登校中の女兒を略取誘拐し、同女兒を殺害する事件が発生した。

同事件を踏まえ、千葉県警察では、地域住民の不安を解消するため、地域におけるパトロールを強化するとともに、小学校等の周辺で移動交番車を活用した警戒活動を実施した。また、子供の安全対策を強化するため、小学校において児童及び教職員を対象とした不審者対応訓練を実施したほか、通学路の防犯診断を行い、関係機関に対して環境の改善及び防犯活動の推進を働き掛けるなどの取組を行った。

MEMO 地方公共団体における「暮らしの安全ガイドブック」の作成

子供が被害者となる犯罪は、地域住民に強い不安感を生じさせるものであり、同犯罪を防止するためには、警察のほか、学校、保護者、地域住民等が地域ぐるみで子供を守る必要があることから、地方公共団体においては、警察をはじめとした関係機関・団体と連携しながら、子供の安全を守るための取組を行っている。

岐阜県では、平成29年に、県として初めて小学生向けの「暮らしの安全ガイドブック」を作成し、県内全ての小学校に配布して、体育や総合的な学習の時間等の教材として活用している。同ガイドブックでは、子供の身近で発生する各種犯罪について、何が犯罪行為なのか、犯罪を防止するためには何をすべきかなどを分かりやすく解説しているほか、岐阜県警察の「幼児等連れ去り事案未然防止教育班」（通称「たんぽぽ」）が、日頃から児童等に対して広報又は教育を行っている身を守るための約束「セーフティファイブ」を記載するなど、子供の防犯意識を高めるための工夫がなされている。



小学生向けの「暮らしの安全ガイドブック」



セーフティファイブ

③ 子供女性安全対策班による活動の推進

警察では、21年以降、警視庁及び道府県警察本部に設置された子供女性安全対策班(JWAT^(注))が、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する情報収集、分析等により行為者を特定し、検挙・指導・警告等の措置を講じている。検挙活動等に加え、これらの先制・予防的活動を積極的に推進していくことによって、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

④ 子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の強化

警察では、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その出所者の所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

注：Juvenile and Woman Aegis Teamの略

(2) 少年の福祉を害する犯罪への対策と有害環境対策

警察では、福祉犯^(注1)の取締り、被害少年の発見・保護、インターネット上の違法情報・有害情報の取締り等少年を取り巻く有害環境の浄化対策を推進している。このうち、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害に係る対策については、国家公安委員会が政府内における同対策の企画・立案及び関係機関との総合調整の業務を行っており、平成29年4月に犯罪対策閣僚会議において策定された「子供の性被害防止プラン」(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)に基づき、政府全体の取組を推進している。

① 少年の福祉を害する犯罪への対策

福祉犯の被害少年数は図表2-16のとおりであり、23年以降は減少しているが、スマートフォン等の普及により、インターネットの利用に起因する福祉犯が発生するなど、深刻な状況にある。

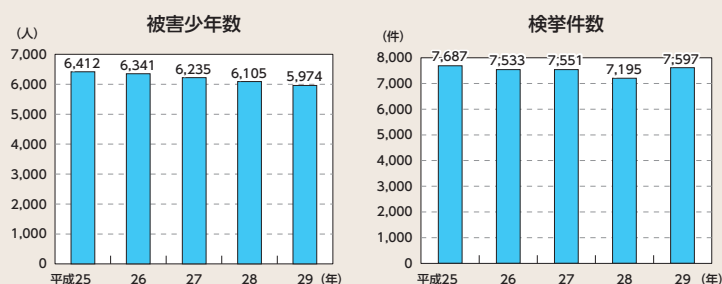
被害少年を早期に発見・保護するとともに、新たな被害を発生させないため、警察では積極的な取締りと被害少年に対する支援のほか、援助交際を求めるなどのインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによ

って発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・助言するサイバー補導を推進している。

ア 児童の心身に有害な影響を与える事犯

近年、SNS等を利用した児童買春事犯や、児童の性に着目した形態の営業に児童に従事させる事犯等、児童の心身に有害な影響を与える事犯が発生している。このような事犯に対して、警察では、国民からの情報提供、インターネット・ホットラインセンター (IHC)^(注2)からの通報、街頭補導活動、サイバーパトロール等による端緒情報の把握に努めるとともに、情報の分析、積極的な取締り等を推進している。

図表2-16 福祉犯の検挙件数等の推移(平成25～29年)



CASE

無職の男(31)は、26年5月から29年1月にかけて、SNS等で知り合った少女らに対し、現金を供与する約束をして、ホテル内において児童買春をした。また、同少女らの一部に対し、再度の面会等に応じなければ、児童買春をした場面等を撮影した動画又は画像をインターネット上に公開するなど脅迫した。同年9月までに、同男を児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童買春)等で逮捕した(千葉)。

CASE

いわゆるJKビジネスと呼ばれる営業を行っていた男(19)は、従業員として雇い入れた少女(16)を「散歩」等の名目で男性客に紹介し、レンタルルームにおいて男性客を相手に性的な業務に従事させた。29年7月、同男を児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為)で逮捕した(警視庁)。

注1：少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。例えば、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為等)、労働基準法違反(年少者の危険有害業務等)等が挙げられる。

注2：124頁参照

イ 児童ポルノ

児童ポルノ事犯は近年増加傾向にあり、29年中の検挙件数は2,413件、検挙人員は1,703人と、いずれも過去最多となった。被害児童数^(注)は過去最多であった28年より減少したものの、19年に比べて約4.4倍に増加した。被害態様別でみると、児童が自らを撮影した画像に伴う被害が約4割を占め、被害児童数は24年以降5年連続で増加しており、特に、スマートフォンを使用したSNSの利用に起因するものが約7割を占めている。また、小学生以下の被害児童のうち、約4割が強制性交等・強制わいせつの手段により児童ポルノの製造の対象とされているなど、児童ポルノをめぐる情勢は深刻な状況にある。

警察では、このような情勢を踏まえ、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、低年齢児童を狙ったグループや児童ポルノ販売グループによる悪質な事犯等に対する取締りの強化、国内サイト管理者等に対する児童ポルノ画像の削除依頼、被害児童に対する支援等を推進している。

また、警察庁では、29年12月、国内外の関係機関・団体が参加する子供の性被害対策に関するセミナーを開催し、政府の取組を紹介するとともに、関係機関・団体との情報交換を行うなどの連携強化に努めている。さらに、プロバイダによる閲覧防止措置（ブロックング）について、アドレスリスト作成管理団体に情報提供や助言を行うなどの流通・閲覧防止対策を推進している。

図表2-17 児童ポルノ事犯の検挙状況等の推移（平成25～29年）

区分 \ 年次	25	26	27	28	29
検挙件数（件）	1,644	1,828	1,938	2,097	2,413
検挙人員（人）	1,252	1,380	1,483	1,531	1,703
被害児童数（人）	646	746	905	1,313	1,216

CASE

26年8月から28年3月にかけて、低年齢児童を狙ったグループのメンバーである旅行代理店の元従業員（35）らは、看護添乗員又はボランティアとして自然体験教室に同行するなどして、同教室に参加した男児等に対してわいせつな行為をし、その状況を撮影して児童ポルノを製造した上、メンバー内及び別の同グループのメンバーである小学校の教員の男（45）と互いに児童ポルノを提供し合うなどしていた。29年2月までに、同男ら6人を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ製造）等で逮捕した（神奈川、茨城、栃木、埼玉、千葉、静岡、広島）。

② 少年を取り巻く有害環境の浄化対策

近年、スマートフォン等の普及に伴い、インターネットの利用に起因する少年の犯罪被害が増加しているほか、繁華街等において児童の性に着目した新たな形態の営業が出現しているなど、少年を取り巻く社会環境は変容している。

警察では、インターネットの利用に起因する少年の犯罪被害の発生状況を踏まえ、関係機関・団体等と連携し、保護者に対する啓発活動、児童に対する情報モラル教育、フィルタリング等の普及促進に向けた携帯電話事業者等に対する要請等の取組を推進している。

また、児童の性に着目した新たな形態の営業については、少年の保護と健全育成の観点から、あらゆる警察活動を通じて、各地域の実態の把握に努めるとともに、これらの営業において稼働している女子高校生等に対する補導、立ち直り支援等の取組を推進している。

さらに、少年に有害な商品等を取り扱う店等に対して、少年の健全育成のための自主的措置が促進されるよう指導・要請を行うなど、有害環境の浄化に努めている。

注：児童ポルノ事犯の検挙を通じて、新たに特定された被害児童数

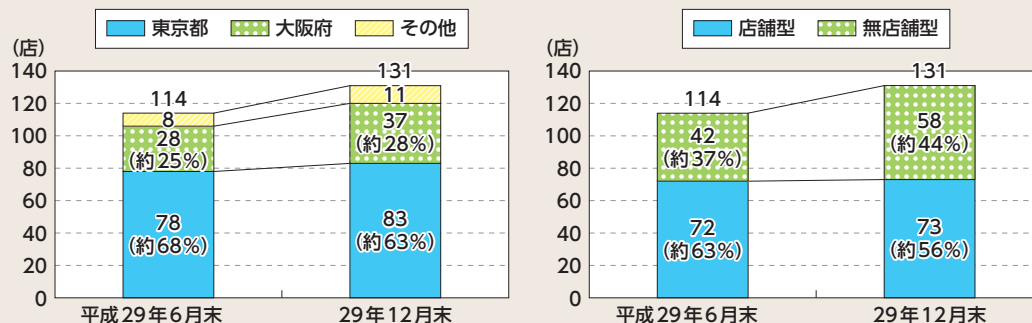
MEMO

いわゆる JK ビジネスと呼ばれる営業の実態の把握

平成 29 年 12 月末現在、警察が把握しているいわゆる JK ビジネスと呼ばれる営業（以下単に「JK ビジネス」という。）の店舗数（無店舗型を含む。）は 131 店と、同年 6 月末現在より 17 店（14.9%）増加しており、東京都及び大阪府に全体の約 9 割が集中している。また、形態別では、同期間において、店舗型に比べて無店舗型の営業が増加している。

警察では、実態の把握が困難な無店舗型の営業が増加していることなどから、JK ビジネスの実態の把握を一層推進するとともに、JK ビジネスに関する違法行為に対して厳正な取締りを行っている。

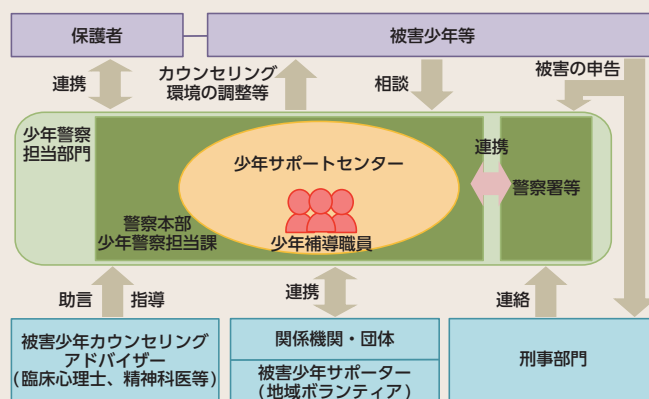
図表 2-18 JK ビジネスの店舗数の推移（平成 29 年 6 月末現在及び同年 12 月末現在）



(3) 少年の犯罪被害への対応

警察では、犯罪の被害に遭った少年に対し、警察本部に設置された少年サポートセンター等に所属する少年補導職員を中心としてカウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

図表 2-19 被害少年の支援



CASE

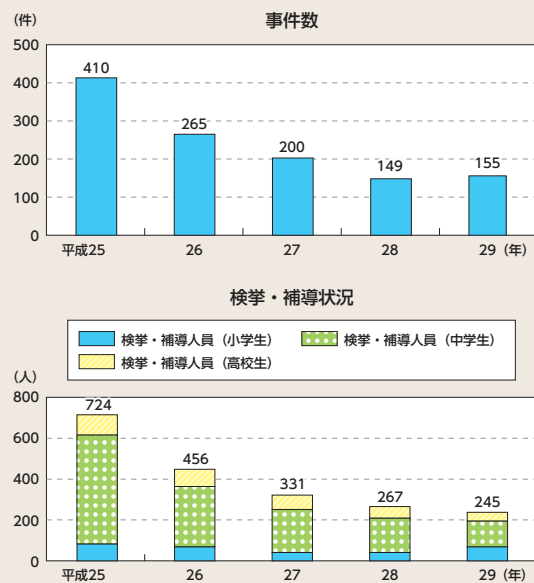
愛知県警察では、児童買春等の被害に遭った者に対し、助産師の資格を有する女性警察官又は支援活動への協力を得られた産婦人科医によるカウンセリング等の継続的な支援を行っている。

(4) いじめ事案への対応

近年のいじめ^(注)に起因する事件数は図表2-20のとおりであり、29年中は155件であった。また、29年中の検挙・補導人員は245人であり、その約5割を中学生が占めている。

警察では、いじめ防止対策推進法の趣旨に基づき、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、必要な対応を推進している。

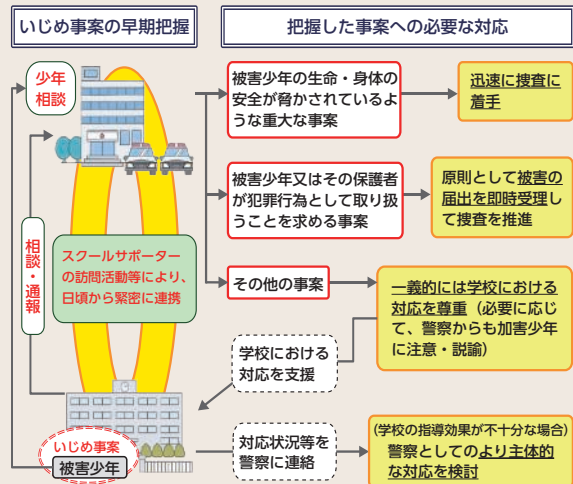
図表2-20 いじめに起因する事件数と検挙・補導状況の推移（平成25～29年）



図表2-21 警察によるいじめ事案への対応

◆基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとる。



CASE

長野県警察では、学校からの要請に応じて、スクールサポーターが教職員と共に「いじめ防止教室」を実施している。同教室では、児童に対し、いじめがもたらす不幸な結果やいじめがあった場合の対処方法等を教示するなど、児童一人一人がいじめについて深く考えることができるように工夫した取組を行っている。



「いじめ防止教室」

注：いじめの定義は、平成25年6月に制定されたいじめ防止対策推進法第2条に定める「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としている。

第3節

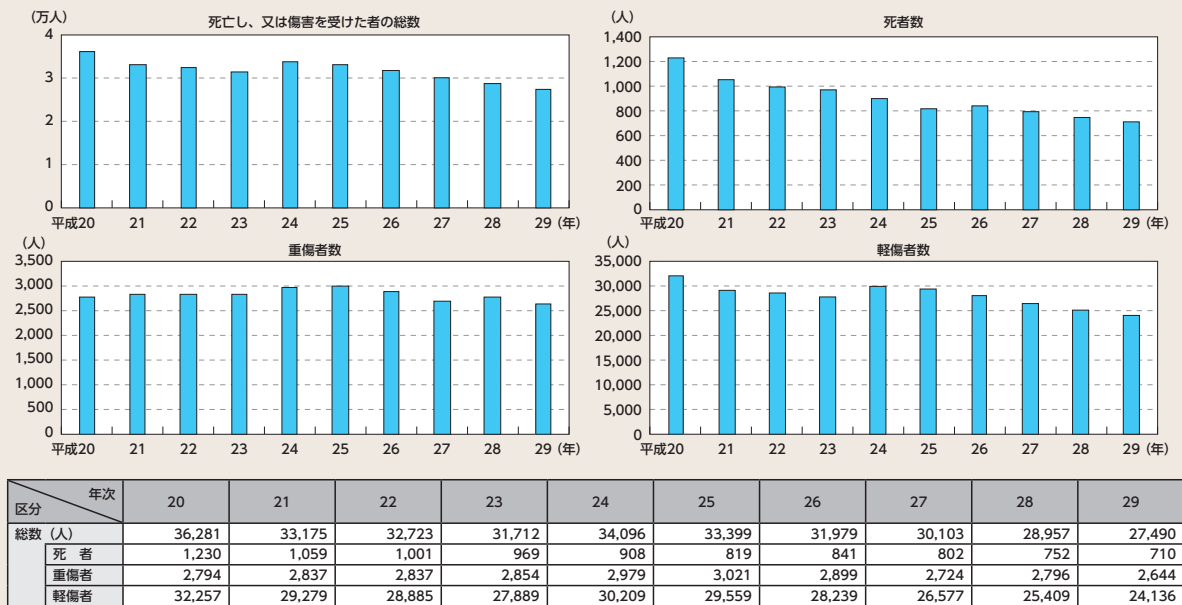
国民の生活を犯罪から守るための取組

1 刑法犯

(1) 刑法犯による身体的被害の状況

刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移は、図表2-22のとおりである。

図表2-22 刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移（平成20～29年）

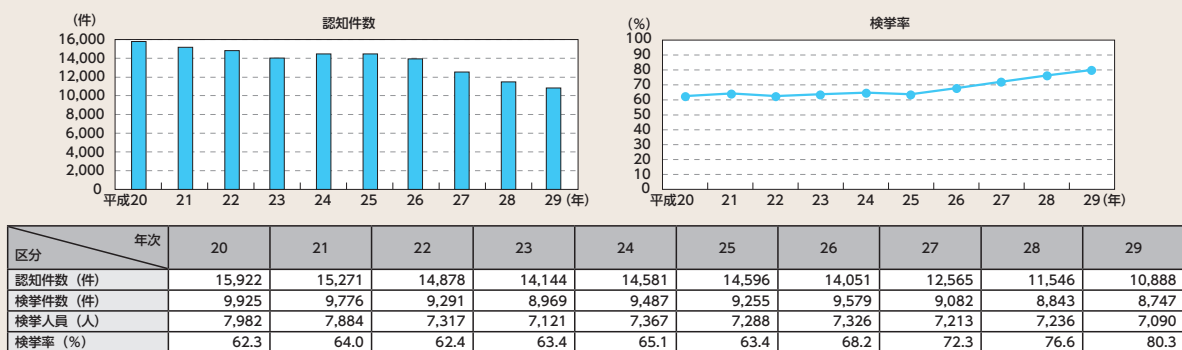


注：重傷者とは、全治1か月以上の傷害を受けた者をいう。

(2) 重要犯罪^(注)の認知・検挙状況

重要犯罪の認知・検挙状況の推移は、図表2-23のとおりである。平成29年中の重要犯罪の認知件数は、ピーク時である15年の2万3,971件と比べ1万3,083件（54.6%）減少した。検挙率は、19年以降60%台で推移していたが、27年に70%を超え、29年中は80.3%であった。

図表2-23 重要犯罪の認知・検挙状況の推移（平成20～29年）

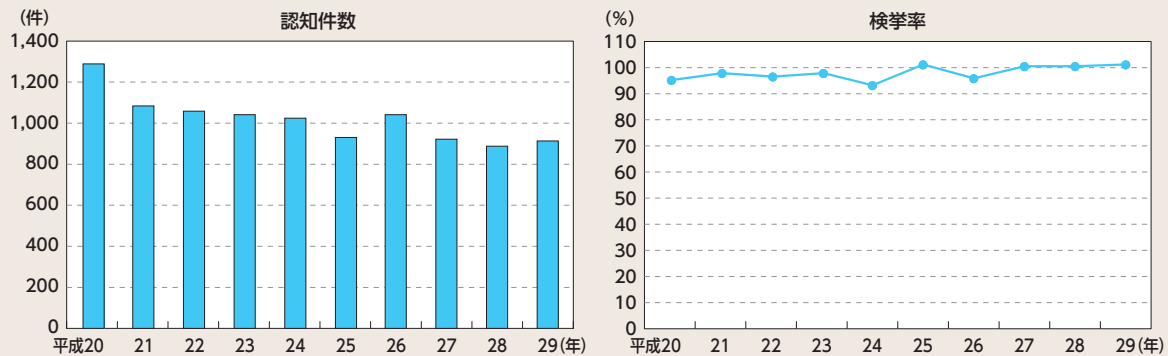


注：殺人、強盗、強姦、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買

① 殺人

殺人の認知・検挙状況の推移は、図表2-24のとおりである。殺人の認知件数は、15年以降減少傾向にあったが、29年中は920件と、前年より25件（2.8%）増加した。また、検挙率は、重要犯罪の他の罪種に比べ高い水準を維持している。殺人の解決事件^{（注）}を除いた検挙件数を被疑者と被害者の関係別にみると、親族が418件（49.4%）と最も多く、このうち配偶者（内縁の者を含む。）が157件（37.6%）で最も多かった。

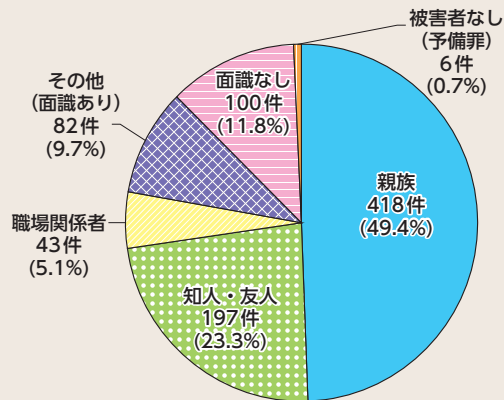
図表2-24 殺人の認知・検挙状況の推移（平成20～29年）



区分 \ 年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
認知件数 (件)	1,301	1,095	1,068	1,052	1,032	938	1,054	933	895	920
検挙件数 (件)	1,237	1,074	1,029	1,029	963	950	1,010	938	901	930
検挙人員 (人)	1,211	1,036	999	971	899	906	967	913	816	874
検挙率 (%)	95.1	98.1	96.3	97.8	93.3	101.3	95.8	100.5	100.7	101.1

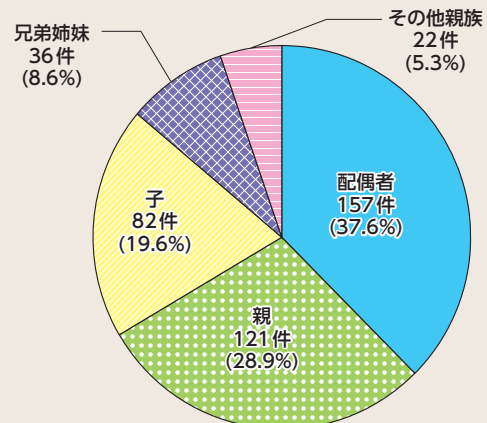
注：検挙件数には、当該年の前年以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合がある。

図表2-25 殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況（平成29年）



注：解決事件を除く。

図表2-26 親族間の殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況（平成29年）



注1：解決事件を除く。

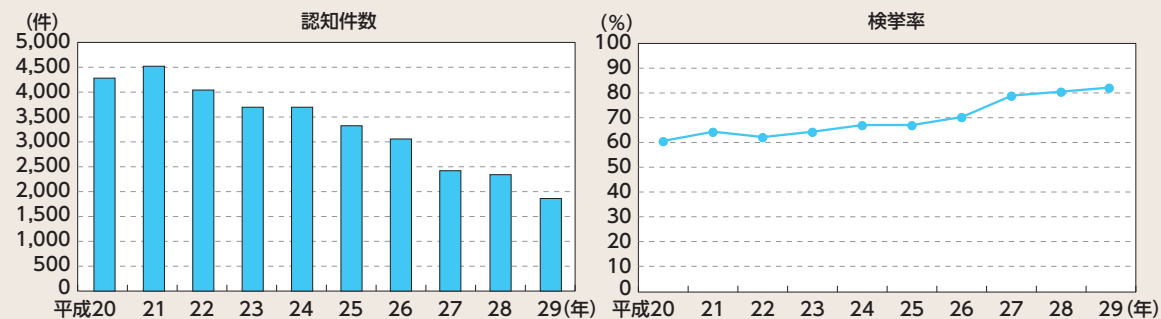
注2：続柄は、被害者から見た被疑者との続柄である。

注：刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であることなどの理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件

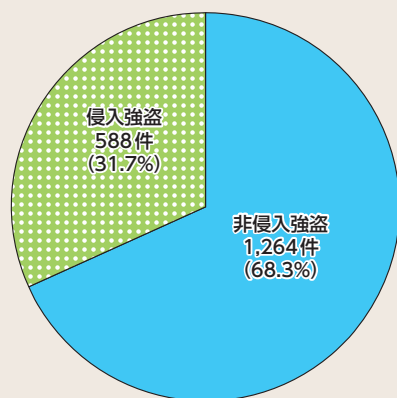
② 強盗

強盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-27のとおりである。29年中の強盗の認知件数は、前年より減少し、ピーク時である15年の7,664件と比べ5,812件（75.8%）減少した。手口別の認知件数では、侵入強盗が588件で、強盗全体の31.7%を占め、このうち41.7%がコンビニ強盗であり、非侵入強盗は1,264件で、強盗全体の68.3%を占め、このうち39.9%が路上強盗であった。検挙率は、29年中は前年より1.6ポイント上昇するなど近年上昇傾向にある。

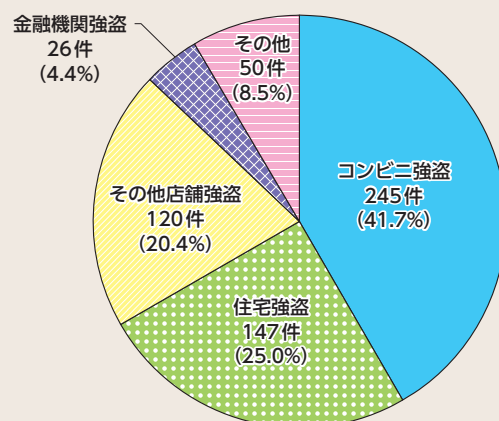
図表2-27 強盗の認知・検挙状況の推移（平成20～29年）



図表2-28 強盗の手口別認知状況（平成29年）



図表2-29 侵入強盗の手口別認知状況（平成29年）

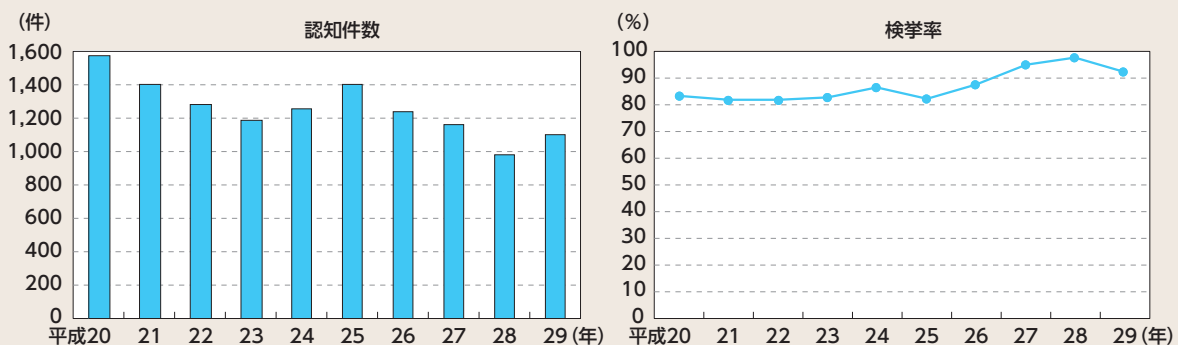


③ 強姦性交等・強制わいせつ

強姦性交等の認知・検挙状況の推移は、図表2-30のとおりである。

また、強制わいせつの認知・検挙状況の推移は、図表2-31のとおりである。

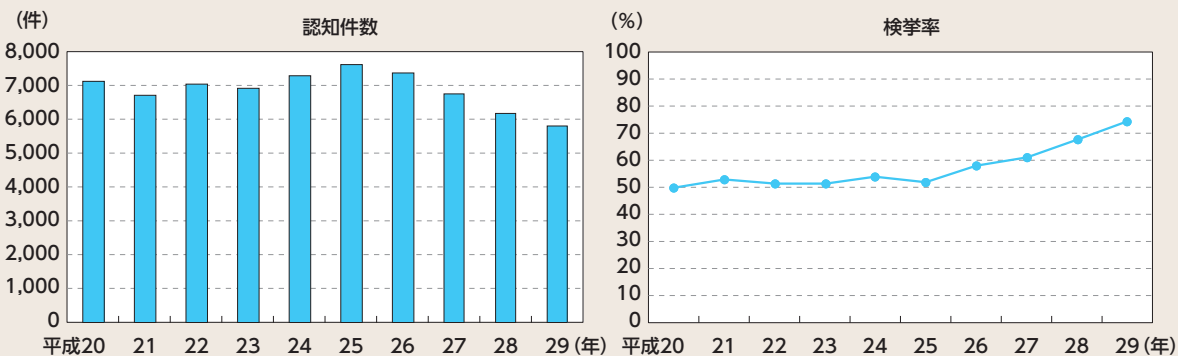
図表2-30 強姦性交等の認知・検挙状況の推移（平成20～29年）



区分 \ 年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
認知件数 (件)	1,590	1,415	1,293	1,193	1,266	1,409	1,250	1,167	989	1,109
検挙件数 (件)	1,326	1,163	1,063	993	1,097	1,163	1,100	1,114	970	1,027
検挙人員 (人)	951	918	803	768	858	937	919	933	875	910
検挙率 (%)	83.4	82.2	82.2	83.2	86.7	82.5	88.0	95.5	98.1	92.6

注：29年中の強姦を除く強姦性交等の認知件数は439件、検挙件数は269件、検挙人員は239人、検挙率は61.3%であった。

図表2-31 強制わいせつの認知・検挙状況の推移（平成20～29年）

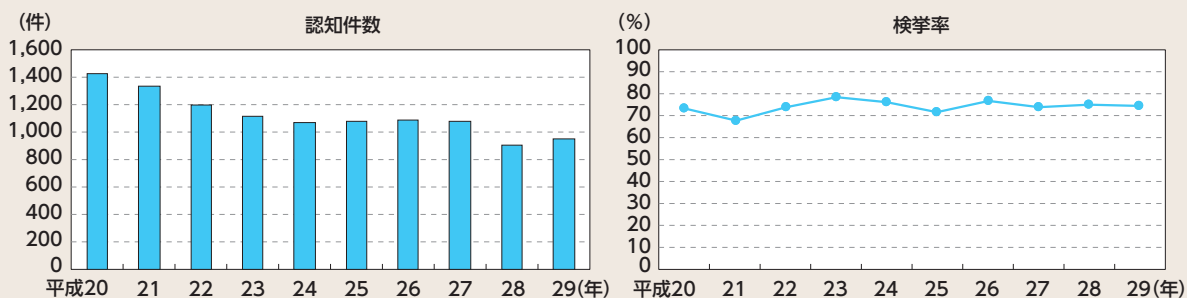


区分 \ 年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
認知件数 (件)	7,137	6,723	7,068	6,929	7,321	7,654	7,400	6,755	6,188	5,809
検挙件数 (件)	3,555	3,563	3,637	3,550	3,946	3,967	4,300	4,129	4,207	4,320
検挙人員 (人)	2,219	2,129	2,189	2,217	2,451	2,487	2,602	2,644	2,799	2,837
検挙率 (%)	49.8	53.0	51.5	51.2	53.9	51.8	58.1	61.1	68.0	74.4

④ 放火

放火の認知・検挙状況の推移は、図表2-32のとおりである。放火の認知件数は、16年以降減少傾向にあるものの、29年中は959件と、前年より45件（4.9%）増加した。検挙率は、過去10年間では、おおむね70～80%の間で推移している。

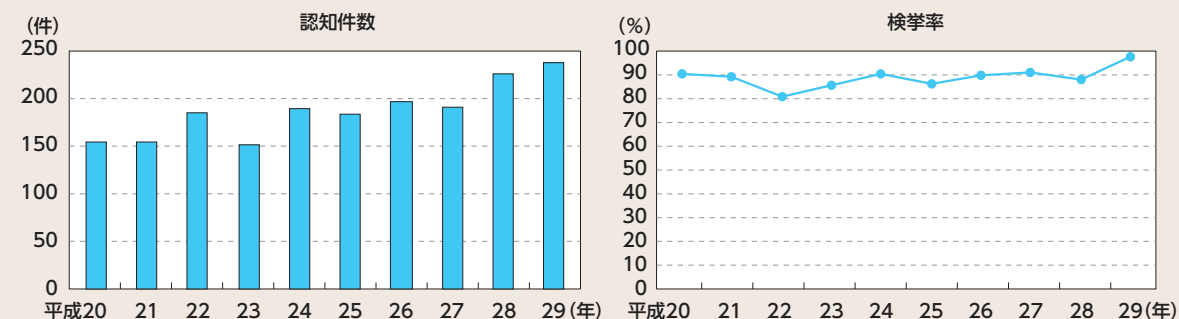
図表2-32 放火の認知・検挙状況の推移（平成20～29年）



⑤ 略取誘拐・人身売買

略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移は、図表2-33のとおりである。略取誘拐・人身売買の認知件数を被害者の男女別でみると、女性が被害者である割合は、29年中は84.9%であった。また、被害者の年齢層別でみると、13歳から19歳までの割合が近年増加傾向にあり、29年中は46.4%であった。検挙率は、18年以降おおむね90%前後で推移していたが、29年中は97.9%と、前年より9.7ポイント上昇した。

図表2-33 略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移（平成20～29年）



2 国民の財産を狙う事犯への対策

財産犯の被害額は、平成14年以降減少傾向にある^(注1)ものの、窃盗^(注2)や強盗のほか、悪質商法事犯やヤミ金融事犯^(注3)等の国民の財産を狙う事犯は依然として多く発生しており、警察では、各種法令を適用した取締りのほか、これらの事犯の未然防止に努めている。

(1) 悪質商法事犯対策

① 利殖勧誘事犯^(注4)

利殖勧誘事犯の検挙状況の推移は、図表2-34のとおりである。平成29年中は、ファンド型投資商品に関連した事犯^(注5)の検挙が目立った。

利殖勧誘事犯では、被害者が被害に遭ってから気付くまでに時間を要する 경우가多いことから、警察では、同事犯の被害拡大防止のため、早期の事件化を図るとともに、犯罪に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供等を推進しており、29年中の同事犯に関する情報提供件数は165件であった。

図表2-34 利殖勧誘事犯の検挙状況の推移（平成20～29年）

区分	年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
検挙事件数（事件）		22	29	31	35	41	37	40	37	24	43
検挙人員（人）		117	125	110	184	196	189	227	116	87	115

図表2-35 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（平成29年）

類型	検挙事件数（事件）	検挙人員（人）	検挙法人（法人）	被害人員等（人）	被害額等
合計	43	115	7	4,503	216億8,273万円
未公開株に関連した事犯	6	14	1	268	9億8,993万円
公社債に関連した事犯	1	1	1	26	1億600万円
ファンド型投資商品に関連した事犯	22	61	5	2,376	125億270万円
デリバティブ取引に関連した事犯	5	12	0	594	7億416万円
外国通貨に関連した事犯	0	0	0	0	0
上記以外の預り金に関連した事犯	7	13	0	874	60億9,571万円
その他の事犯	2	14	0	365	12億8,422万円

注1：その他の事犯には、金地金に関連した事犯等が含まれる。

注2：被害額等の合計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別の被害額等は1万円未満切捨てとしているためである。

CASE

雑誌・書籍の制作、出版等を目的とする会社の代表取締役（77）らは、同社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、26年12月から28年3月にかけて、不特定かつ多数の相手方である同社の株主及び雑誌の定期購読者に対し、同社の学習用教材の開発に出資すれば、元本を保証するとともに所定の利息を支払うことを約して、全国の延べ約300人から約6億9,000万円を受け取り、業として預り金をした。29年3月までに、同男ら3人を出資法違反（預り金の禁止）で検挙した（山口）。

注1：32頁参照

注2：5頁参照

注3：無登録・高金利事犯及びヤミ金融関連事犯

注4：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯

注5：出資者から集めた資金を有価証券や事業への投資等で運用し、生じる利益を配分する仕組みを商材とする事犯

② 特定商取引等事犯^(注1)

特定商取引等事犯の検挙状況の推移は、図表2-36のとおりである。29年中の検挙事件を類型別にみると、訪問販売に関連した事犯の検挙が目立った。

特定商取引等事犯では、被害者が被害に遭っていることに気付いても、被害者自身で解決しようとして警察への届出までに時間を要する場合もみられることから、警察では、ウェブサイト等を通じて早期の相談を呼び掛けている。

図表2-36 特定商取引等事犯の検挙状況の推移（平成20～29年）

区分	年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
検挙事件数（事件）		142	152	193	161	124	172	173	155	131	164
検挙人員（人）		279	371	430	314	259	418	330	250	264	274

図表2-37 特定商取引等事犯の類型別検挙状況（平成29年）

類型	検挙事件数（事件）	検挙人員（人）	検挙法人（法人）	被害人員（人）	被害額等
合計	164	274	32	18,806	65億5,965万円
訪問販売	147	236	29	16,604	60億1,306万円
電話勧誘販売	3	16	1	417	5億1,154万円
連鎖販売取引	2	4	0	1,352	653万円
訪問購入	7	11	1	123	377万円
その他	5	7	1	310	2,473万円

注1：その他とは、通信販売、特定継続的役務提供及び業務提供誘引販売取引である。

2：被害額等の合計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別の被害額等は1万円未満切捨てとしているためである。

CASE

会社従業員の男（32）らは、26年2月から27年11月にかけて、企業経営を企図していた者に対し、実際は新たな受講者の勧誘獲得方法を教示するものでしかないのに、起業するために必要な知識、技術等を習得できるかのように装い、「起業家育成プログラム」の受講料名目で、6都府県の約330人から約3億1,000万円をだまし取るなどした。29年2月までに、同男ら5人を詐欺罪等で逮捕した（福岡）。

（2）ヤミ金融事犯対策

ヤミ金融事犯の検挙状況の推移は、図表2-38のとおりである。ヤミ金融事犯のうち、無登録・高金利事犯^(注2)の検挙事件数及び検挙人員はいずれも減少傾向にあるが、ヤミ金融関連事犯^(注3)は増加傾向にある。

無登録・高金利事犯のうち、携帯電話や預貯金口座を利用して非面接で敢行されるいわゆる090金融事犯については、平成29年中は、検挙事件数の16.3%、検挙人員の22.0%を占めている。また、29年中に検挙した無登録・高金利事犯に占める暴力団が関与した割合は、25.2%であった。

警察では、ヤミ金融事犯の取締りを推進するとともに、ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、レンタル携帯電話等の解約に関する事業者への要請等の総合的な対策を行っている。29年中の金融機関への情報提供件数は1万8,979件、レンタル携帯電話事業者への解約要請件数は1,744件であった。

図表2-38 ヤミ金融事犯の検挙状況の推移（平成20～29年）

区分	年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
検挙事件数（事件）		437	442	393	366	325	341	422	442	528	743
無登録・高金利事犯		398	369	307	254	190	168	151	140	139	135
ヤミ金融関連事犯		39	73	86	112	135	173	271	302	389	608
検挙人員（人）		860	815	755	666	470	523	558	608	662	881
無登録・高金利事犯		797	706	646	539	315	337	258	267	257	236
ヤミ金融関連事犯		63	109	109	127	155	186	300	341	405	645

CASE

無登録で貸金業を営む男（32）らは、27年8月から28年11月にかけて、インターネット広告を利用し、又は名簿業者から購入した債務者名簿に記載された者を電話等で勧誘して、「ファクタリング」と称して顧客が保有する売掛債権の売買契約を装い、中小企業約660社に対し、法定利息の約4.2倍から約48.9倍で金銭を貸し付け、元利金約14億6,000万円を受領した。29年8月までに、同男ら5法人22人を貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（超高金利）等で検挙した（大阪）。

注1：訪問販売、電話勧誘販売等で事実と異なることを告げるなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。具体的には、訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯

2：貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（高金利等）に係る事犯

3：貸金業に関連した犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯

(3) 通貨偽造犯罪対策

① 発見状況

偽造日本銀行券の発見枚数^(注1)の推移は図表2-39のとおりであり、平成29年中は、前年より減少した。

図表2-39 偽造日本銀行券の発見枚数の推移（平成20～29年）

区分	年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
合計（枚）		2,540	3,433	3,609	1,536	1,950	966	2,235	1,208	2,730	839
一万円券		1,975	1,966	2,427	1,157	1,457	587	1,581	793	2,637	713
五千円券		105	278	474	85	109	74	108	33	24	28
二千円券		6	9	327	3	4	2	1	16	2	0
千円券		454	1,180	381	291	380	303	545	366	67	98

② 特徴的傾向と対策

近年は、高性能のプリンタ等で印刷された偽造日本銀行券が日本国内で多数発見されているほか、精巧な偽造日本銀行券が海外から大量に日本国内に持ち込まれる事案が発生している。

警察庁では、財務省、日本銀行等と連携して、ポスターやウェブサイトで偽造日本銀行券が行使された事例や偽造通貨を見破る方法を紹介するなどして、国民の注意を喚起している。

CASE

大工の男（42）は、29年3月頃、埼玉県内の自宅において、カラープリンタを使用して千円券等を偽造した上、同月から同年4月にかけて、同県内及び千葉県内のコンビニエンスストア等において、商品購入代金の支払等として偽造千円券等を手渡し、行使した。同年6月までに、同男を通貨偽造・同行使罪で逮捕した（埼玉）。



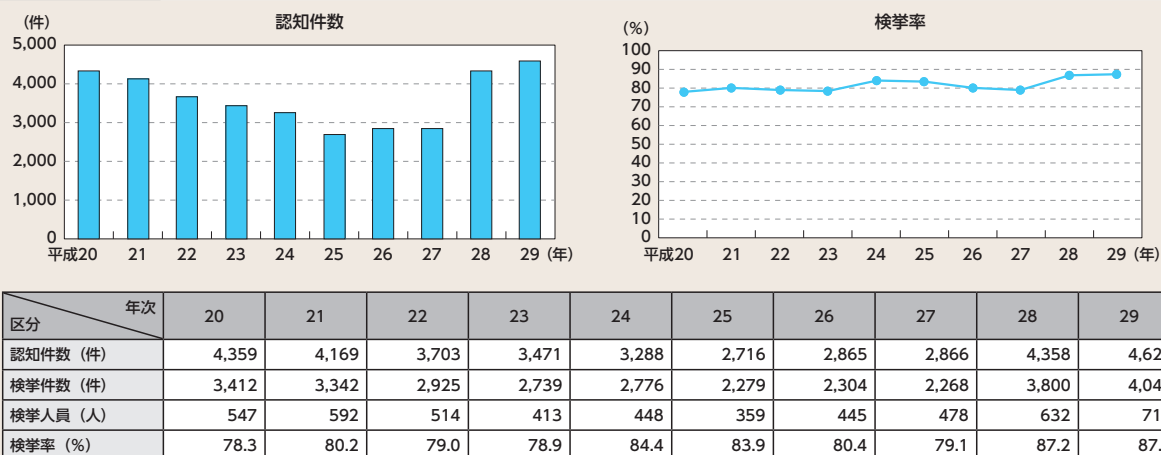
押収した偽造日本銀行券及びカラープリンタ

(4) カード犯罪^(注2)対策

カード犯罪の認知・検挙状況の推移は図表2-40のとおりであり、平成28年は認知件数、検挙件数及び検挙人員が急増し、29年中は更に増加した。これは、不正に取得等したキャッシュカードを使用してATMから現金を窃取する事案が多発したためと考えられる。

警察では、早期検挙のため捜査を徹底するほか、口座名義人からキャッシュカード等の盗難・紛失等の届出があった場合にカードの利用停止を促すなど、被害の拡大防止に努めている。

図表2-40 カード犯罪の認知・検挙状況の推移（平成20～29年）



注1：届出等により警察が押収した枚数

2：クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード及び消費者金融カードを悪用した犯罪

(5) 知的財産権侵害事犯対策

① 商標権侵害事犯^(注1)及び著作権侵害事犯^(注2)

偽ブランド事犯等の商標権侵害事犯、海賊版事犯等の著作権侵害事犯においては、インターネットを利用して侵害行為が行われる場合が多いことから、警察では、サイバーパトロール等による端緒情報の把握に努めている。

また、不正商品対策協議会^(注3)の活動への参加をはじめ、権利者等と連携した知的財産権の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

図表 2-41 知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移（平成 25～29 年）

区分	年次	25		26		27		28		29	
		事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)
合計		524	716	574	838	606	868	594	730	515	658
商標法違反（偽ブランド事犯等）		241	346	247	381	316	457	304	381	302	375
著作権法違反（海賊版事犯等）		240	279	270	348	239	290	238	267	172	207
その他		43	91	57	109	51	121	52	82	41	76

図表 2-42 押収した偽ブランド品のうち、仕出国・地域が判明したものの国・地域別押収状況の推移（平成 20～29 年）

区分	年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
総数（点）		280,679	107,637	128,252	168,303	88,846	74,059	84,396	70,949	374,201	35,133
中国		268,326	93,800	118,162	159,276	73,511	63,373	57,221	58,667	60,087	26,926
タイ		3,354	40	85	394	0	41	215	83	1,592	3,648
韓国		5,972	13,529	9,032	7,228	15,230	10,425	26,461	12,098	312,278	2,937
香港		12	181	17	62	61	22	472	0	0	236
その他		3,015	87	956	1,343	44	198	27	101	244	1,386

② 営業秘密侵害事犯^(注4)

営業秘密侵害事犯については、平成 29 年中、18 事件 25 人を検挙した。

警察では、各都道府県警察で指定された営業秘密保護対策官が、警察署における営業秘密侵害事犯の相談対応について指導を行うなどにより捜査能力の一層の向上を図っているほか、被害の早期届出の必要性についての企業に対する啓発等を推進している。



切削工具等の製造販売等を目的とする会社の元従業員の男（62）は、同社に在職中の 29 年 2 月、不正の利益を得る目的で、同社の営業秘密である製品工作図等の電磁的記録を、同男が所有するハードディスクに記録して複製を作成し、同社の営業秘密を領得した。同年 10 月、同男を不正競争防止法違反（営業秘密の領得）で逮捕した（愛知）。

注 1：商標法違反に係る事犯

注 2：著作権法違反に係る事犯

注 3：不正商品の排除及び知的財産権の保護を目的として、知的財産権侵害に悩む各種業界団体により設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種催物への参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の捜査機関や税関等に対する働き掛け等を行っている。

注 4：不正競争防止法第 21 条第 1 項及び第 3 項に係る事犯

3 国民の健康を害する事犯への対策

(1) 保健衛生事犯^(注1)対策

保健衛生事犯の検挙状況の推移は、図表2-43のとおりである。

警察では、厚生労働大臣の承認を得ていない医薬品（以下「無承認医薬品」という。）を広告・販売するなどの医薬品医療機器法違反、無資格で医行為を行うなどの医師法違反、診療所の無許可開設等の医療法違反、無資格で美容施術を行う美容師法違反等の国民の健康被害に直結する保健衛生事犯の取締りを行っている。

無承認医薬品の広告・販売事犯については、近年、国外を仕出地とするものが全体の半数前後を占めている上、インターネットを利用して広告・販売を行っているものも多いことから、外国捜査機関等に対し情報を提供し、ウェブサイトの削除を要請するなどしている。

図表2-43 保健衛生事犯の検挙状況の推移（平成25～29年）

区分	年次	25		26		27		28		29	
		事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)
合計		309	396	322	412	395	559	394	518	366	474
薬事関係事犯		60	98	63	101	64	108	66	101	66	92
医事関係事犯		39	58	63	92	81	157	53	102	55	107
公衆衛生関係事犯		210	240	196	219	250	294	275	315	245	275

CASE

さい
臍帯血販売等業者の代表取締役（52）は、医師らと共謀の上、平成28年2月から29年4月にかけて、再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づく再生医療等提供計画を厚生労働大臣に提出することなく、患者に対し、大腸がんの治療等の目的で、他人の臍帯血を投与した。同年9月までに、同代表取締役ら15人を同法違反（再生医療等提供計画の未提出）で検挙した（愛媛、茨城、京都、高知）。

(2) 食の安全に係る事犯^(注2)対策

食の安全に係る事犯の検挙状況の推移は、図表2-44のとおりであり、平成29年中は、外国産ごぼうを国産であるかのように表記して納品するなど、原産地を偽装した事犯等がみられた。

警察では、食の安全に係る事犯の取締りを推進するとともに、食品安全行政に関する関係府省連絡会議^(注3)に参加するなど、関係機関との連携の強化に努めている。

図表2-44 食の安全に係る事犯の検挙状況の推移（平成20～29年）

区分	年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
検挙事件数（事件）		37	66	46	39	41	40	37	31	32	26
食品衛生関係事犯		21	32	36	27	21	26	20	22	21	21
食品の産地等偽装表示事犯		16	34	10	12	20	14	17	9	11	5
検挙人員（人）		91	132	85	76	73	80	77	61	62	38
食品衛生関係事犯		34	25	65	39	22	44	28	29	42	28
食品の産地等偽装表示事犯		57	107	20	37	51	36	49	32	20	10
検挙法人（法人）		24	37	26	13	14	17	17	13	17	6
食品衛生関係事犯		5	6	19	5	3	9	3	6	11	3
食品の産地等偽装表示事犯		19	31	7	8	11	8	14	7	6	3

注1：薬事関係事犯（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」という。）違反、薬剤師法違反等）、医事関係事犯（医師法違反、歯科医師法違反等）及び公衆衛生関係事犯（食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等）

2：食品衛生関係事犯（食品衛生法違反等）及び食品の産地等偽装表示事犯（不正競争防止法違反等）

3：食品安全基本法に基づき、関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とした会議

4 良好な生活環境の保持

(1) 風俗営業等の状況

① 風俗営業の状況

警察では、風営適正化法に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者等の自主的な健全化のための活動を支援し、業務の適正化を図っている。

② 性風俗関連特殊営業の状況

性風俗関連特殊営業の状況についてみると、近年、無店舗型性風俗特殊営業や映像送信型性風俗特殊営業の届出数が増加している一方で、店舗型性風俗特殊営業及び電話異性紹介営業の届出数は減少傾向にある。

③ 深夜酒類提供飲食店営業の状況

深夜酒類提供飲食店の営業所数は、近年減少傾向にある。

④ 特定遊興飲食店営業の状況

平成28年に風営適正化法の一部を改正する法律が全面施行されたことにより、深夜に客に遊興と飲酒をさせる特定遊興飲食店営業

が、営業所設置許容地域において許可制の下で営業可能になった。29年末現在、特定遊興飲食店営業の許可を受けた営業所数は、305軒である。

図表 2-45 風俗営業の営業所数の推移（平成25～29年）

区分	年次	25	26	27	28	29
総数（軒）		95,605	94,258	91,456	89,409	87,773
第1号営業（キャバレー、料理店等）		66,951	66,717	65,548	64,528	63,902
第2号営業（低照度飲食店）		3	3	2	69	52
第3号営業（区画飲食店）		3	2	2	2	2
第4号営業		22,876	22,097	21,048	20,268	19,436
まあじゃん屋		10,882	10,376	9,626	9,176	8,736
ぱちんこ屋等 ^(注)		11,893	11,627	11,310	10,986	10,596
その他		101	94	112	106	104
第5号営業（ゲームセンター等）		5,772	5,439	4,856	4,542	4,381

注：ぱちんこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技をさせる営業

図表 2-46 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（平成25～29年）

区分	年次	25	26	27	28	29
総数（件）		30,969	31,514	31,749	31,892	32,084
店舗型性風俗特殊営業		8,501	8,373	8,186	8,000	7,862
第1号営業（ソープランド等）		1,218	1,224	1,219	1,215	1,217
第2号営業（店舗型ファッションヘルス等）		813	810	810	785	780
第3号営業（ストリップ劇場等）		110	98	94	93	100
第4号営業（ラブホテル等）		6,027	5,940	5,805	5,670	5,537
第5号営業（アダルトショップ等）		232	206	169	159	150
第6号営業（出会い系喫茶等）		101	95	89	78	78
無店舗型性風俗特殊営業		19,986	20,491	20,843	21,123	21,398
第1号営業（派遣型ファッションヘルス等）		18,814	19,297	19,591	19,856	20,116
第2号営業（アダルトビデオ等通信販売）		1,172	1,194	1,252	1,267	1,282
映像送信型性風俗特殊営業		2,187	2,380	2,473	2,536	2,612
店舗型電話異性紹介営業		127	107	94	81	60
無店舗型電話異性紹介営業		168	163	153	152	152

図表 2-47 深夜酒類提供飲食店の営業所数の推移（平成25～29年）

年次	25	26	27	28	29
総数（軒）	276,353	277,338	276,595	274,922	270,793

MEMO ぱちんこへの依存防止のための風営適正化規則^(注)等の改正

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の附帯決議において、ギャンブル等依存症対策の強化が求められたことなどを踏まえ、平成28年12月、「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」が開催された。29年3月には、同会議において、「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」が決定され、ぱちんこへの依存の課題として、「出玉規制の基準等の見直し」が掲げられたことなどを受け、警察では、同年9月、過度な遊技の抑制を図るなどするため、遊技機の出玉性能を更に制限することなどを内容とする風営適正化規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の改正を行った。両規則は、30年2月から施行された。

注：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則

(2) 売春事犯及び風俗関係事犯の現状

① 売春事犯

売春事犯の検挙件数及び検挙人員は、近年減少傾向にある。最近では、SNSを利用して、売春の周旋をする目的で、人を売春の相手方となるように誘引する事犯や、女性を店舗内の個室に居住させ、不特定多数の男性客を相手に売春をさせる事犯がみられる。

図表 2-48 売春防止法違反の検挙状況の推移 (平成25～29年)

区分		25		26		27		28		29	
		件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
総数		1,030	639	817	535	812	538	570	443	460	388
街娼型	勧誘等	251	253	256	248	262	236	208	205	220	215
	場所提供	84	142	70	77	66	99	60	90	40	43
	管理売春	5	5	6	21	6	6	3	8	5	7
	資金提供	6	7	4	4	5	6	3	4	1	1
派遣型	周旋	398	210	344	166	312	174	160	122	117	117
	契約	283	19	134	17	157	13	133	11	75	3
その他		3	3	3	2	4	4	3	3	2	2

CASE

個室マッサージ店経営者の男(55)らは、平成29年8月から同年11月にかけて、風俗営業の許可を受けた営業所を受付場所とし、同営業所に隣接するビルに個室を設け、不特定の男性客を相手に女性従業員が売春を行う場所を提供することを業とした。同年12月までに、同男ら3人を売春防止法違反(場所提供業)等で検挙した(兵庫)。

② 風俗関係事犯

風営適正化法による検挙件数及び検挙人員は、近年減少傾向にある。最近では、繁華街・歓楽街において組織的に客引きを行う事犯がみられる。

また、わいせつ事犯の検挙件数及び検挙人員は、近年減少傾向にある。わいせつ事犯に関しては、近年、インターネットを利用して、わいせつな行為をしている映像を配信する事犯やわいせつな画像情報が記録されたDVD等を販売する事犯がみられる。

さらに、賭博事犯に関しては、いわゆるインターネットカジノを利用した事犯がみられるほか、店舗の内外に複数の監視カメラを設置する、見張り役の従業員を常時配置する、身分確認を行って常連客以外の客を排除するなど警察の取締りから逃れるための対策が巧妙化している。

図表 2-49 風営適正化法違反の検挙状況の推移 (平成25～29年)

区分		25		26		27		28		29	
		件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
総数		2,710	3,040	2,477	2,640	2,211	2,466	1,883	2,022	1,752	1,849
禁止区域等営業		362	656	347	582	287	604	286	493	266	474
年少者使用		261	323	212	281	227	236	205	236	178	203
客引き・つきまとい等		575	799	436	610	377	531	328	467	268	370
無許可営業		416	559	367	456	385	502	288	406	269	368
構造設備・遊技機無承認変更		54	59	39	31	40	34	49	53	49	52
20歳未満の者への酒類等提供		94	176	101	197	104	171	83	148	90	162
その他		948	468	975	483	791	388	644	219	632	220

図表 2-50 わいせつ事犯の検挙状況の推移 (平成25～29年)

区分		25		26		27		28		29	
		件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
総数		2,931	2,558	2,903	2,341	2,771	2,248	2,743	2,293	2,557	2,003
公然わいせつ		1,921	1,662	1,870	1,554	1,773	1,491	1,825	1,589	1,723	1,440
わいせつ物頒布等		1,010	896	1,033	787	998	757	918	704	834	563

CASE

ゲーム機賭博店経営者の男(62)は、29年3月から同年6月にかけて、ゲームセンター等営業の許可を受けた営業所において、ポーカーゲーム機を使用し、不特定多数の客を相手に賭博をしていた。同年7月までに、同男を常習賭博罪で、賭客5人を単純賭博罪等で検挙するとともに、同営業所の営業の許可を取り消した(兵庫)。

(3) 人身取引事犯等への対策

① 検挙・保護の状況

警察では、平成26年に政府が策定した「人身取引対策行動計画2014」等に基づき、法務省入国管理局等の関係機関と連携し、水際での取締りや悪質な経営者、仲介業者等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び国内外の人身取引の実態解明を図っている。また、関係国の大使館、被害者を支援する民間団体等と緊密な情報交換を行っているほか、被害者の早期保護のため、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係機関・団体等に配布するとともに、被害者の目に触れやすい場所に備え付けるなどの取組を行っている。

29年中の人身取引事犯の検挙人員は30人で、このうち風俗店等関係者が16人、仲介業者が3人であった。また、警察で保護した人身取引事犯の被害者は42人で、その国籍の内訳は、日本（28人）、タイ（7人）、フィリピン（5人）、ブラジル（1人）及びベトナム（1人）であった。被害者の性別は、女性41人、男性1人であった。

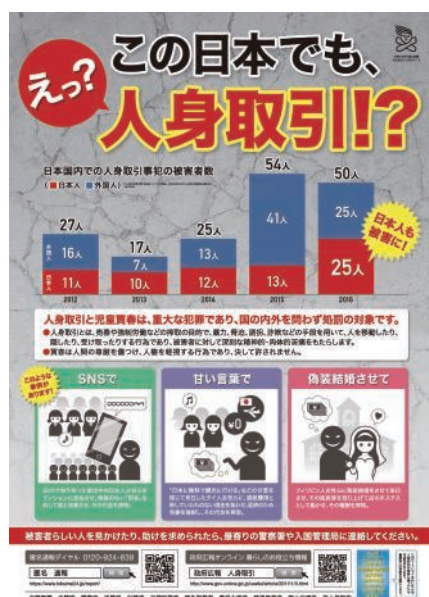
図表 2-51 人身取引事犯の検挙状況の推移（平成25～29年）

区分	年次	25	26	27	28	29
検挙人員（人）		37	33	42	46	30
うち仲介業者		10	6	7	5	3

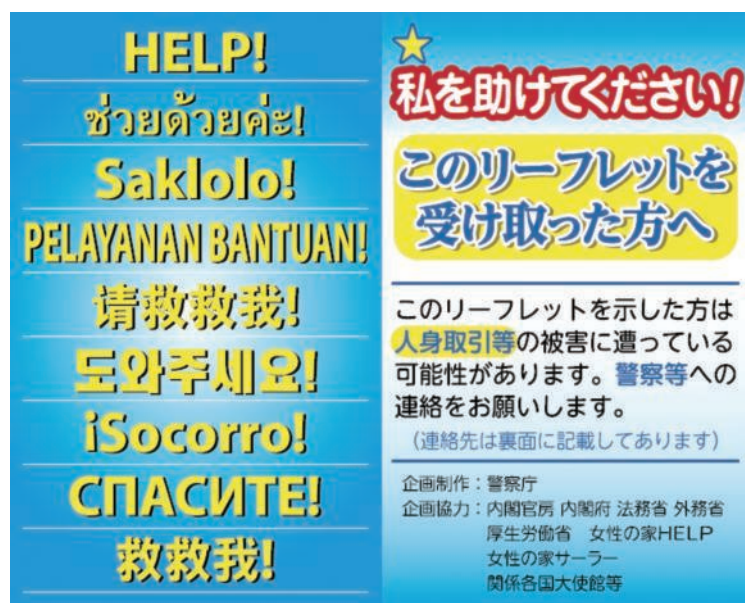
図表 2-52 人身取引事犯の被害者の保護状況の推移（平成25～29年）

区分	年次	25	26	27	28	29
被害者 ^注 （人）		17	24	49	46	42
うち日本人		10	12	13	25	28

注：人身取引事犯の検挙等を通じて、警察において安全確保等の措置をとった者



人身取引事犯対策の広報ポスター



人身取引事犯の被害者向けリーフレット



松葉会傘下組織組長の男（49）らは、28年11月頃から同年12月にかけて、「日本でホステスをすれば月3,000ドル稼げる」などと勧誘してカンボジア人女性を来日させ、スナックの従業員として稼働させた。29年2月までに、同男ら4人を入管法^注違反（不法就労助長）で逮捕した（群馬）。

注：出入国管理及び難民認定法

② いわゆるアダルトビデオ出演強要問題への対策

詐欺・脅迫的な言動によって、いわゆるアダルトビデオへの出演を強要等される問題に対し、警察では、各都道府県警察で指定されたアダルトビデオ出演強要問題専門官を中核として、各種法令を適用した厳正な取締り、被害防止教育、相談体制の充実等を推進している。

CASE

DVD制作・販売業を営む男（48）は、26年7月、モデル募集サイトを介して応募してきた少女に対し、同少女の意思に反してわいせつ動画の撮影を承諾させた。29年6月、同男を強要罪等で逮捕した（大阪）。

（４）銃砲刀剣類の適正管理と危険物対策

① 銃砲刀剣類の適正管理

平成29年末現在、銃刀法に基づき、都道府県公安委員会から9万4,726人が、19万2,161丁の猟銃及び空気銃の所持許可を受けている。29年中、申請を不許可等とした件数は44件、所持許可を取り消した件数は46件であった。また、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、毎年一斉検査を行うとともに、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行う一方、危害予防上支障のない範囲で猟銃等の所持許可に伴う申請者の負担軽減を図るための措置を講じている。

警察では、銃刀法を厳正に運用し、銃砲刀剣類の所持許可の審査と行政処分を的確に行って不適格者の排除に努めるなど、銃砲刀剣類による事件・事故の未然防止に努めている。

② 危険物対策

火薬類、特定病原体等、放射性物質等の危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の規定に基づき、都道府県公安委員会にその旨を届け出ることとされている。

警察では、これらの危険物が安全に運搬されるよう、関係事業者に対して事前指導や指示等を行うとともに、これらの危険物の取扱場所への立入検査等により、その盗難、不正流出等の防止に努めている。

図表 2－53 猟銃及び空気銃の許可所持者の推移（平成25～29年）

年次	25	26	27	28	29
許可所持者（人）	107,651	102,300	98,638	96,232	94,726

図表 2－54 猟銃及び空気銃の許可丁数の推移（平成25～29年）

区分 \ 年次	25	26	27	28	29
総数（丁）	216,778	206,631	199,494	195,446	192,161
猟銃	191,707	182,021	175,218	171,310	167,868
空気銃	25,071	24,610	24,276	24,136	24,293

図表 2－55 猟銃等所持不適格者の排除状況の推移（平成25～29年）

区分 \ 年次	25	26	27	28	29
不許可等（件）	34	32	38	36	44
取消（件）	73	64	62	56	46

図表 2－56 運搬届出・立入検査の状況（平成29年）

区分	運搬届出受理件数（件）	立入検査の件数（件）
火薬類関係	36,481	12,505
特定病原体等関係	34	53
放射性同位元素等関係	1,596	2
核燃料物質等関係	90	11

(5) 環境事犯対策

① 廃棄物事犯^(注1)

平成29年中の廃棄物事犯の検挙事件数の約半数を、廃棄物の不法投棄事犯が占めている。

警察では、引き続き環境行政部局との人的な交流や情報交換を行うなどし、早期発見・早期検挙に努めている。

図表2-57 廃棄物事犯の検挙状況の推移（平成20～29年）

区分\年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
検挙事件数（事件）	6,124	6,128	6,183	5,700	5,655	5,169	4,909	4,979	5,075	5,109
検挙人員（人）	7,602	7,599	7,679	7,018	6,841	6,241	5,904	5,989	5,999	6,055
検挙法人（法人）	481	554	482	477	443	391	338	369	383	376

CASE

産業廃棄物中間処理業者の代表取締役（42）らは、26年1月から28年6月にかけて、山林復旧工事計画事業の土砂埋立区域において、産業廃棄物であるコンクリートくず等の混合廃棄物合計約6万4,700トンを投棄した。29年12月までに、同代表取締役ら3法人9人を廃棄物処理法違反（不法投棄）等で検挙した（神奈川）。

② 動物・鳥獣関係事犯^(注2)

29年中の動物・鳥獣関係事犯の検挙事件数の約半数を、違法に捕獲等した鳥獣を飼養するなどの鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反が占めている。また、犬、猫等を殺傷するなど、動物の愛護及び管理に関する法律違反も引き続き検挙されている。

図表2-58 動物・鳥獣関係事犯の検挙状況の推移（平成20～29年）

区分\年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
検挙事件数（事件）	870	839	741	638	666	601	518	547	543	615
検挙人員（人）	898	865	791	709	775	653	566	592	616	726
検挙法人（法人）	14	1	2	4	4	5	5	20	8	17

(6) 探偵業の状況

平成29年中の探偵業法^(注3)での検挙件数は5件、行政処分件数は43件（営業廃止命令1件、営業停止命令1件、指示処分41件）であった。警察では、探偵業法に基づき、探偵業者^(注4)の業務実態を把握し、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、業界の全国組織である一般社団法人日本調査業協会及び全国調査業協同組合との連携の下、研修会等を通じて、探偵業務の運営の適正化を図っている。

注1：廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る事犯

2：動物の愛護及び管理に関する法律違反、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反等に係る事犯

3：探偵業の業務の適正化に関する法律

4：届出のなされている探偵業者数は5,738（29年末現在）

5 警備業、古物営業及び質屋営業の状況

(1) 警備業の状況

平成29年末現在、全国の警備業者数は9,548業者、警備員数は55万2,405人となっている。

警備業は、施設警備業務、雑踏警備業務、交通誘導警備業務、現金輸送警備業務、ボディガード等の種々の形態を有しており、特に各種センサー、非常通報装置等の警備業務用機械装置を使用して、住宅、事務所、店舗、駐車場等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する機械警備業務の需要が近年増加傾向にあるなど、国民に幅広く生活安全サービスを提供している。また、空港や原子力発電所等の重要施設での警備業務も行っているほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において警備業者が実施することとなる施設警備業務等への期待が高まるなど、警備業に対する社会的な需要は増大している。

警察では、警備業が果たすこうした役割に鑑み、警備業法に基づき、警備業務の質の向上を図るとともに、警備業者に対する指導監督を行うなどして、警備業務の実施の適正を図っている。

(2) 古物営業及び質屋営業の状況

古物商や質屋においては、その営業の中で古物や質物として盗品等を扱うおそれがあることから、古物営業法及び質屋営業法では、事業者に対し、これらの営業に係る業務について必要な規制等を定め、窃盗その他の犯罪の防止を図っている。平成29年中、古物商及び質屋から都道府県警察に対する不正品の疑いがある旨の申告件数は438件であり、これらの業界団体は、各種防犯活動への参加や啓発活動等を行っている。警察では、古物営業法又は質屋営業法に基づく品触れ^(注)や指導監督等により、盗品等の流通防止と被害の迅速な回復に努めている。

図表2-59 古物営業及び質屋営業許可件数の推移（平成20～29年）

区分\年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
古物営業（件）	679,760	686,577	698,669	713,064	727,669	741,045	753,893	766,493	775,723	784,677
古物商	678,172	684,984	697,091	711,485	726,085	739,461	752,326	764,906	774,157	783,110
古物市場主	1,588	1,593	1,578	1,579	1,584	1,584	1,567	1,587	1,566	1,567
質屋営業（件）	3,509	3,422	3,382	3,332	3,270	3,168	3,098	3,034	2,951	2,865

MEMO 古物営業の実情等を踏まえた古物営業法の改正

複数の都道府県で営業を行う古物商の増加等、古物営業の実情に鑑み、警察庁では、平成29年10月から「古物営業の在り方に関する有識者会議」を開催し、現代の情勢に即した古物営業の在り方についての検討を行い、同年12月、都道府県ごとの許可制度や古物の受取に関する営業の制限についての見直し等を内容とする報告書が取りまとめられた。これを踏まえ、30年4月、第196回国会において、古物商が複数の都道府県に営業所を設ける場合の手続や古物を受け取ることができる場所の制限の緩和等を内容とする古物営業法の一部を改正する法律が成立した。

注：警察本部長等が盗品等の発見のために必要があると認めたときに、古物商等に対して被害品の特徴等を通知し、その有無の確認及び届出を求めるもの

第4節

犯罪防止に向けた取組

(1) 地域社会との協働

良好な治安は、社会・経済の発展の礎であるが、その確保は、独り警察のみによって達せられるものではない。警察は、地域社会や関係機関・団体等との連携の下、社会全体で良好な治安が保たれるよう取り組んでいる。

① 社会の犯罪予防機能の高度化

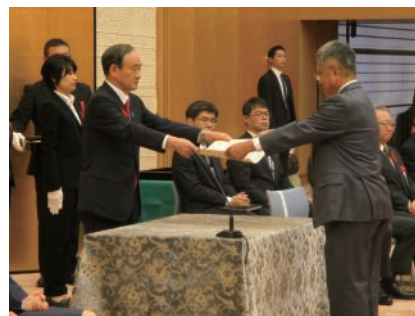
ア 安全で安心なまちづくり

政府では、安全で安心なまちづくりのための地域の自主的な取組を支援し、官民連携した取組を全国に展開する「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(平成17年6月犯罪対策閣僚会議・都市再生本部合同会議決定)や「『世界一安全な日本』創造戦略」^(注)(25年12月閣議決定)等に基づき、関係機関・団体等と連携して、全国で安全で安心なまちづくりを推進している。

イ 安全で安心なまちづくりを推進する気運を高めるための取組

犯罪対策閣僚会議において定められた「安全安心なまちづくりの日」(毎年10月11日)の前後の期間を中心に、安全で安心なまちづくりの気運を高めるための様々な取組が行われており、政府では、その取組の一環として、安全で安心なまちづくりに関し、顕著な功績等があった個人又は団体を内閣総理大臣が表彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」を毎年実施している。

また、警察庁では、29年10月、優れた活動を行う防犯ボランティア団体が取組内容を発表する「防犯ボランティアフォーラム2017」を開催し、全国的な自主防犯活動の活性化に取り組んでいる。



安全安心なまちづくり関係功労者表彰

ウ 繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向けた総合対策の推進

警察では、健全で魅力あふれるまちづくりを推進するための施策を講じている。具体的には、繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向け、商店街、商工会議所、商工会、地域住民、地方公共団体等と問題意識を共有し、地方公共団体が行うまちづくり事業に計画段階から積極的に関与するほか、客引きやスカウト行為、非行少年や不良行為者のい集、違法広告物の設置、ゴミや自転車の放置、違法駐車、落書き等の迷惑行為の取締り等を通して街並みの改善を図っている。

また、繁華街・歓楽街において犯罪組織が暗躍することのないよう、雑居ビル、広告宣伝媒体等から犯罪組織を排除する取組を推進するとともに、違法風俗営業等の風俗関係事犯や不法就労、人身取引事犯、少年の健全育成を阻害する事犯、組織的な資金獲得犯罪等の取締りを推進している。

注：227頁参照

② 防犯ネットワークの整備と活用促進

治安を取り巻く情勢が依然として厳しいことに加え、人口・家族構造の変化等により社会情勢が変化している中で、かつて良好な治安を支えてきた社会の連帯感が希薄化している。このような現状を踏まえ、警察は、地方公共団体、地域住民、事業者等の各主体を包括する防犯ネットワークを整備し、これを有効活用した積極的な情報交換や、地域住民による防犯パトロール等の防犯ボランティア活動、事業者による防犯に関するCSR^(注1)活動に対する支援等を行うことで、地域社会が一体となった犯罪対策の推進を図っている。

ア 防犯ボランティア団体の活動

29年末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体は全国で4万7,444団体^(注2)となっている。これらの団体の多くは、町内会、自治会等の地域住民による団体や子供の保護者の団体であり、その構成員数は262万6,016人となっている。

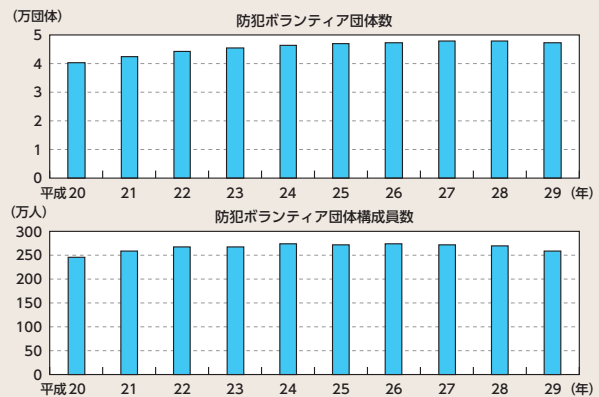
多くの団体で防犯パトロールや通学路等における子供の見守り活動を行っているほか、最近の犯罪情勢を踏まえ、特殊詐欺の被害防止のため、警察と連携した金融機関を対象とする被害防止訓練や高齢者の居宅の訪問を通じた防犯指導等を実施している団体もみられる。

イ 自主防犯活動に対する支援

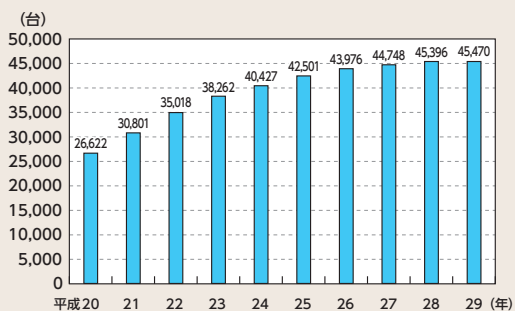
警察では、防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報の提供や合同パトロールの実施等の活動支援を行っているほか、自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備することができる仕組みづくりを行い、29年末現在、全国で9,834団体、4万5,470台の青色回転灯装備車が活動している。

また、警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」^(注3)を開設し、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進している。

図表2-60 防犯ボランティア団体・構成員の推移
(平成20～29年)



図表2-61 青色回転灯を装備した自動車数の推移
(平成20～29年)



青色回転灯装備車

注1：45頁参照

2：平均月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が5人以上の団体

3：<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki5/>

(2) 犯罪防止に配慮した環境設計

犯罪を防止するためには、都市の構造の在り方を見直し、都市のハード面から物理的に犯罪が行われにくい環境を創出することが重要であり、これにより犯罪が発生するリスクを長期的にわたり抑制することができる。

① 公共施設や住宅の安全基準の策定等

警察庁では、犯罪防止に配慮した環境設計による安全で安心なまちづくりを推進するため、住宅の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備等に関する安全基準を策定し、その普及に努めている。

② 共同住宅や駐車場の防犯性能の認定・登録制度

警察では、関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場として登録又は認定する制度の普及を図っており、平成30年3月末現在、防犯優良マンション制度は24都道府県^(注1)で、防犯モデル駐車場制度は13都府県^(注2)で整備されている。

③ 都市再構築の機会等を捉えた犯罪の起きにくいまちづくり

警察では、地方公共団体が主催する各種会議等に参画し、関係部門との意見調整等を継続的に行って、地方公共団体の安全で安心な都市整備に向けた主体的行動を促すとともに、復興、防災等の観点から行われる都市再構築の機会を捉えた犯罪の起きにくいまちづくりを推進している。

④ 防犯設備関連業界との連携

警察では、最新の犯罪情勢や手口等を事業者を提供するなどして社会のニーズに応じた優良な防犯設備の開発を支援している。また、防犯設備に関する知識・技能を有する専門家として公益社団法人日本防犯設備協会が認定している防犯設備士等^(注3)と協働し、防犯設備の効果的な設置及び適正な管理に向けた取組を推進している。

MEMO 京都府防犯モデル賃貸マンション認定制度

京都府では、大学生をはじめとした一人暮らしの若い女性が多く居住する集合住宅の性犯罪被害防止等を目的として、特定非営利活動法人京都府防犯設備士協会、不動産業者、京都府警察本部、京都府知事部局等が連携し、平成27年6月から「京都府防犯モデル賃貸マンション認定制度」の運用を開始した。同制度は、同協会が、賃貸マンションのオーナーからの申請に対して審査を行い、独自に設定した防犯基準を満たす賃貸マンションを認定するものである。29年末現在、123棟（3,328戸）が認定されており、大学生等が賃貸マンションを選択する際の参考となっているほか、子供と離れて暮らす保護者に対して安心感を与えている。



パンフレット

注1：北海道、埼玉、東京、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、広島、山口、愛媛、熊本、大分及び沖縄。30年3月末現在、2,548件の登録又は認定がされている。

2：東京、千葉、神奈川、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、広島、愛媛、大分及び沖縄。30年3月末現在、287件の登録又は認定がされている。

3：防犯設備士（30年4月6日現在2万7,848人）、総合防犯設備士（同367人）

(3) 地域の犯罪情勢に即した犯罪対策

犯罪情勢や社会構造の変化に伴って、警察に対する国民の要請が多様化している。これに対応するため、警察では、地域の犯罪情勢に即して警察活動を戦略的に展開し、地域住民の不安感を生じさせる身近な事案や事件に迅速かつ的確に対応することを目的とし、警察署及び警察本部において犯罪抑止計画を策定している。警察署については、相談、警ら、捜査その他の警察活動により収集した情報等を分析し、その管轄区域において重点的に予防すべき種類の犯罪を定め、警察本部については、全国的な犯罪情勢を勘案し、関係する警察本部及び警察署が連携して広域的な予防・検挙活動を行う必要がある種類の犯罪を定めている。

また、治安上の脅威に対して十分な耐性のある地域社会を構築するためには、地域住民、事業者、関係機関・団体、地方公共団体等と連携協働した取組が必要不可欠であるため、犯罪抑止計画には、犯罪対策における地域住民等の役割や、警察が行う地域住民等に対する地域の犯罪情勢等の情報提供等の支援について、できる限り具体的に定め、広範な連携協働関係の構築を目指すこととしている。

MEMO 地方公共団体におけるセーフコミュニティ活動

セーフコミュニティ活動とは、「けがや事故等は、偶然の結果ではなく、原因を究明することによって予防できる」という理念の下、安全と健康の質を高めていくまちづくり活動のことであり、世界保健機関（WHO）による国際認証制度が設けられている。京都府亀岡市は、平成20年に我が国で初めて同認証を受け、「亀岡市セーフコミュニティ推進協議会」をはじめとする様々な組織を設置しており、このうち、防犯対策委員会では、京都府警察の犯罪統計を活用した市内の犯罪情勢の分析、青色回転灯装備車を用いた防犯パトロールの実施、子供の見守り活動、ドライブレコーダーの活用等を推進している。

19年及び28年に同市が実施したアンケートでは、市民のセーフコミュニティの認知度や暮らしの安心感等が上昇するとともに、暮らしの不安感は低下していることがうかがわれる。



セーフコミュニティ活動の状況

第5節

構造的な不正事案への対策

(1) 政治・行政をめぐる不正事案

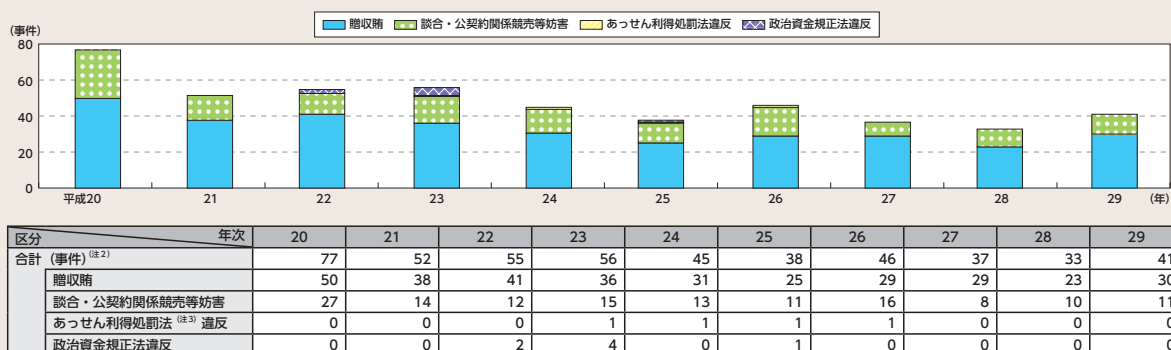
国又は地方公共団体の幹部職員等による贈収賄事件、入札談合等関与行為防止法^(注)違反事件、公契約関係競売等妨害事件、買収等の公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる不正は依然として後を絶たない。

しかし、このような事案は、直接の被害者がおらず、金品の受渡し等は密室で行われることが多いことから、被害申告や目撃者の証言等が通常は期待できず、端緒情報の把握や犯罪事実の立証は容易ではない。

警察では、このような事案に対し、端緒情報の把握に努めるとともに、不正の実態に応じて様々な刑罰法令を適用するなどして、事案の解明を進めている。

第48回衆議院議員総選挙（平成29年10月22日施行）における選挙期日後90日現在（30年1月20日現在）の公職選挙法違反の検挙件数は41件、検挙人員は46人（うち逮捕者は11人）であった。

図表2-62 政治・行政をめぐる不正事案の検挙事件数^(注1)の推移（平成20～29年）



注1：公職選挙法違反事件を除いている。

注2：同一の被疑者で同種の余罪がある場合でも、一つの事件として計上している。

注3：公職にある者のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律

CASE

元山梨市長（70）は、在職中の29年2月、同市職員採用資格試験受験者の父親から、同受験者が早期に採用されることに関し、有利な取り計らいをするよう依頼を受け、その謝礼として、現金80万円を収受した。同年8月、同元市長を収賄罪で逮捕した（警視庁、山梨）。

CASE

埼玉県上尾市議会議員（72）は、28年12月頃から29年1月頃にかけて、ごみ処理施設の運転保守管理等を業とする会社の代表取締役から、同市が発注するペットボトル結束機運転管理業務の受注に関して、職務上不正な行為をするよう同市長に対して働き掛けてほしいとの請託を受け、同市長にあっせんしたことなどへの謝礼として、現金合計50万円を収受した。また、同市長（73）は、29年5月から同年6月にかけて、同市が発注予定の環境センター運転管理業務の受注に関し、有利な取り計らいをするよう請託を受け、その謝礼として、現金合計60万円を収受した。同年11月までに、同市議会議員をあっせん収賄罪等で、同市長を受託収賄罪等で逮捕した（埼玉）。

CASE

青森県中泊町議会議員（61）らは、29年3月頃、選挙人十数人に対し、同町長選挙の立候補予定者のための投票及び選挙運動の報酬として、現金合計約30万円を供与した。同年5月までに、同町議会議員ら4人を公職選挙法違反（買収）で逮捕した（青森）。

注：入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

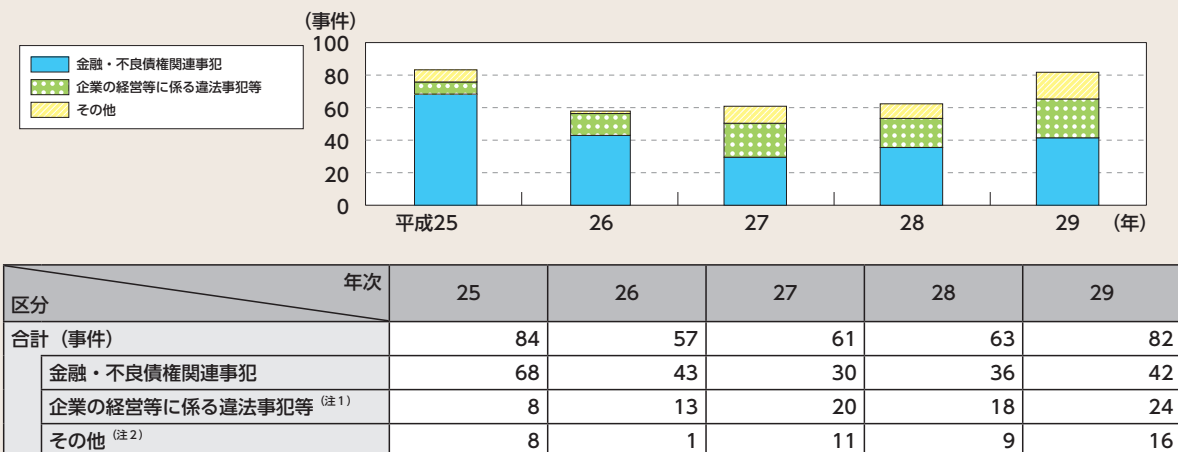
(2) 経済をめぐる不正事案

金融機関等の企業の役職員らが組織の内部統制を逸脱したことによる背任、詐欺、横領等の犯罪のほか、国及び地方公共団体の補助金の不正受給事犯が後を絶たない状況にある。また、司法書士や公務員による詐欺、横領等の犯罪も発生している。

警察では、これらの金融・不良債権関連事犯、企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯、財政侵害事犯及びその他国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪の取締りを推進している。また、様々な投資名目で消費者等が被害に遭う詐欺事件等においては、被害者が多数・広域に及ぶ場合があることから、関係する都道府県警察が連携を図っている。

このような事案に対しては、対象となる企業等の財務実態の解明が不可欠であることから、都道府県警察においては、公認会計士や税理士等の専門的な知識を有する者を財務捜査官として採用し、その高度な技能を活用して事案の早期解明を図っている。

図表2-63 経済をめぐる不正事犯の検挙事件数の推移（平成25～29年）



注1：企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯及び財政侵害事犯をいう。

注2：金融・不良債権関連事犯及び企業の経営等に係る違法事犯等以外の国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪をいう。

CASE

金銭の貸付け等を目的とする会社の元代表取締役（71）らは、香港における消費者金融事業に関する貸出資金の借用名目で現金をだまし取ろうと考え、同事業は極めて順調であって貸出資金に充てる現金が恒常的に不足しているため、借用した現金の全額を香港に送金して貸出資金に充て、借用金の利息を支払うとともに元本の全額を償還すると虚偽の話を持ちかけ、平成22年10月から23年5月にかけて、会社役員らから合計約4億8,300万円をだまし取った。29年2月までに、同元代表取締役らを詐欺罪で逮捕した（警視庁）。

CASE

農業協同組合の元代表理事組合長（75）らは、不動産会社及び同社代表取締役（73）に借入金の返済能力がないなどにもかかわらず、同代表取締役らの利益を図り、同組合に損害を加える目的で、同組合のため誠実に職務を遂行すべき任務に背き、貸付金の回収を確保するための万全の措置を講じないまま、24年3月から同年6月にかけて、同代表取締役に合計約3,000万円を貸し付けた。29年3月までに、同元代表理事組合長ら6人を背任罪で逮捕した（神奈川）。

第6節

警察捜査のための 基盤整備

1 捜査力の強化

(1) 捜査手法、取調べの高度化への取組

警察庁では、犯罪を的確に検挙し、良好な治安の維持に資するため、「捜査手法、取調べの高度化プログラム」に基づき、各種施策を推進している。また、平成28年6月には、取調べの録音・録画制度等を内容とする刑事訴訟法等の一部を改正する法律が公布されたことを受け、更なる証拠の収集方法の適正化及び多様化を図る必要があることも踏まえ、捜査手法、取調べの高度化への取組として以下の施策を推進している。

① 捜査手法の高度化の推進

警察庁では、取調べをめぐる環境の変化や科学技術の発達等に伴う犯罪の悪質化・巧妙化等に的確に対応し、客観証拠による的確な立証を図ることを可能とするため、DNA型鑑定及びDNA型データベースを効果的に活用するための取組を推進しているほか、証人保護プログラム等の新たな捜査手法の導入について検討を行っている。

② 取調べの高度化・適正化等の推進

警察庁では、取調べにおいて真実の供述を適正かつ効果的に得るための技術の在り方やその伝承方法について、時代に対応した改善を図るため、心理学的知見を取り入れた教本「取調べ（基礎編）」を作成し、「取調べ技術総合研究・研修センター」を設置しているほか、31年6月までに取調べの録音・録画制度が施行されることを見据え、従来から取り組んできた取調べの録音・録画の試行を一層拡充するなど、取調べの高度化・適正化等に向けた施策を推進している。

(2) 初動捜査における客観証拠の収集

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが、犯人の特定や犯罪の立証、更には連続発生の防止のために極めて重要である。

都道府県警察では、機動的な初動捜査を行うため、機動捜査隊、機動鑑識隊（班）、現場科学検査班等を設置し、事件発生後、直ちに現場に臨場して迅速な客観証拠等の収集を徹底している。

また、犯人の検挙における防犯カメラ画像の有用性の高さが認識されているところ、防犯カメラ画像の中には、原記録が消去される可能性が高いものや、抽出等に技術的な困難を伴うものもあることから、防犯カメラ画像の抽出及び解析を支援する体制を整備するなどして、防犯カメラ画像の適切かつ確実な収集に努めている。

図表 2-64 初動捜査態勢の整備と鑑識活動の徹底



(3) 国民からの情報提供の促進

警察では、犯罪捜査に不可欠な国民の理解と協力を得るため、国民に対し、都道府県警察のウェブサイトを活用して情報提供を呼び掛けるほか、様々な媒体を活用して、聞き込み捜査に対する協力、事件に関する情報の提供等を広く呼び掛けている。また、必要に応じ、被疑者の発見・検挙や犯罪の再発防止のため、被疑者の氏名等を広く一般に公表して捜査を行う公開捜査を行っている。

さらに、警察庁では、平成19年度から、国民からの情報提供を促進し、重要犯罪等の検挙を図ることを目的として、公的懸賞金制度である捜査特別報奨金制度を導入し、警察庁ウェブサイト^(注1)等で対象となる事件等について広報している。

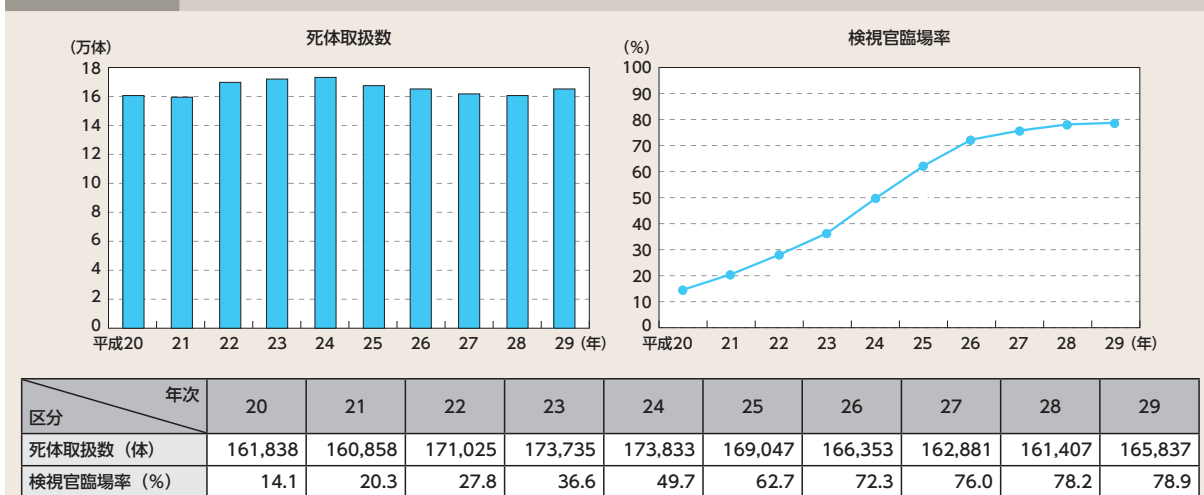
(4) 犯罪死の見逃し防止への取組

警察が取り扱った死体数^(注2)は、平成29年中は約16万6,000体であった。

警察では、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止するため、検視官^(注3)の臨場率を向上させるとともに、死体取扱業務に携わる警察官に対する教育訓練の充実及び資機材の整備を行っている。

また、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に規定された調査、検査等の措置を的確に実施するとともに、必要な解剖の確実な実施に努めている。

図表2-65 死体取扱数及び検視官の臨場率の推移（平成20～29年）



MEMO 検視体制等の充実

警察では、新任検視官等を対象に、大学法医学教室による講義、解剖への立会い等の研修を行っている。また、体液又は尿中の薬毒物の有無を確認することができる簡易検査キットや、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、現場の映像等を送信し、検視官によるリアルタイムの確認を可能とする資機材の整備を行うなど、犯罪死の見逃しを防止するための検視体制等の充実を図っている。



大学法医学教室による研修の状況

注1：<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/reward/index.html>

注2：交通関係及び東日本大震災による死者を除く。

注3：原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家

(5) 緻密で適正な捜査の徹底

警察では、「警察捜査における取調べ適正化指針」^(注)に基づき、取調べの一層の適正化を図るための各種施策を推進している。

また、2年5月に栃木県足利市内において発生したいわゆる足利事件について、22年3月、再審公判において、無期懲役の刑に服していた男性に無罪判決が言い渡されたことなどを踏まえ、相手方の特性に応じた取調べ方法の指導・教育を行った上で、被疑者の供述と客観証拠・裏付け捜査等との関連の精査によって自白の信用性の十分な検討をするなど緻密で適正な捜査の一層の徹底を図っている。

さらに、警察捜査における捜査書類及び証拠品の適切な管理に努めている。

① 的確な捜査指揮・管理の徹底

警察では、取調べに過度に依存することのない適正な捜査を推進するため、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の樹立、事件の性質に応じた組織的捜査の推進、被疑者の特性や証拠資料等に基づく取調べの方法についての必要な指示、指導等を徹底するなど、捜査幹部による的確な捜査指揮に努めている。

② 各種教育訓練の実施

警察では、適正捜査に関する教育訓練の充実を図る取組の一環として、警察大学校、管区警察学校等において取調べ専科等を実施し、捜査員の取調べの適正化についての見識の醸成、取調べ等に関する具体的手法の習得等を図っている。

また、捜査幹部による入念な指導教育により、適正な取調べに向けた個々の捜査員の意識改革を図るとともに、より実践的な教育訓練や熟練した捜査員等による技能指導を行うなど、若手捜査員等の取調べ技能の向上に努めている。



取調べを想定した教育訓練

③ 被疑者取調べ監督制度の実施

21年4月以降、取調べの一層の適正化に資するため、警察庁、警視庁及び道府県警察本部の総務又は警務部門に設置された被疑者取調べの監督業務を担当する所属の職員が、取調べの状況の確認、調査等必要な措置を行っている。



取調べ室の外部からの視認状況

MEMO 適切な性犯罪捜査の推進

平成29年6月、第193回国会において、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、性犯罪の法定刑の見直し等を内容とする刑法の一部を改正する法律が成立し、同年7月に施行された。警察では、改正後の刑法を適正に運用し、捜査の過程において被害者が受ける精神的負担を少しでも軽減するため、被害者が望む性別の警察職員が被害者からの事情聴取に対応するなど、被害者の心情に配慮した取組を推進している。

注：平成19年11月、警察捜査における取調べの一層の適正化を推進するため、国家公安委員会によって決定された「警察捜査における取調べの適正化について」に基づき、警察庁において、警察が当面取り組むべき施策を取りまとめたもの

（6）捜査技能の組織的な伝承

近年、多くの捜査員が退職する一方、若い捜査員が多数任用され、急速な世代交代が進んでいる中、特に地域の治安に責任を持つ警察署においては、捜査経験が豊富な捜査員が減少しており、犯罪の捜査に必要な不可欠な捜査技能の伝承が課題となっている。

従来、捜査技能については、先輩や上司のやり方を見習わせ、実際に何度も経験させてみるなど、捜査経験が豊富な捜査員と共同して捜査に当たるオンザジョブトレーニングの方法により伝承されてきた。しかし、捜査員の世代交代が急速に進んだことから、この方法のみでは捜査技能の伝承が困難となっており、警察では、体系的に捜査技能が伝承されるよう、組織的な取組を進めている。

① 新時代に対応した刑事捜査員等の育成

新たな捜査手法や最先端の科学技術を活用した捜査は、全ての捜査員が実際の事件で経験できるわけではない。他方で、こうした捜査手法等が必要となる事件は、時間や場所を問わず発生し得るものである。警察では、各捜査員の捜査技能の更なる向上を図るため、様々な教育訓練の場において、仮想の事件の模擬的な捜査を通じて、防犯カメラ画像、DNA型鑑定資料等の客観証拠の収集方法を含む様々な捜査手法全般を体験させるなどしている。

捜査幹部に対しては、警察大学校、管区警察局、管区警察学校等において教育訓練を行い、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の策定、事件の性質に応じた組織的捜査の推進、被疑者の特性に応じた適正な取調べの方法、裏付け捜査の徹底等の捜査運営等、捜査幹部としての職務に必要な知識及び技能の向上を図っている。



先輩捜査員による指導状況（足跡の採取）



先輩捜査員による指導状況（指掌紋の採取）

② 警察庁指定広域技能指導官制度

警察庁では、平成6年から警察庁指定広域技能指導官制度の運用を開始し、卓越した専門技能又は知識を有する警察職員を警察庁長官が指定し、その職員を警察全体の財産として、都道府県警察の枠を超えて広域的に指導官として活用している。

30年4月23日現在、全国警察において、182人の警察職員が情報分析、強行犯捜査、性犯罪捜査、窃盗犯捜査、薬物事犯捜査、鑑識等の各分野で広域技能指導官に指定され、各都道府県警察職員に対して警察活動上必要な助言や実践的指導を行うとともに、警察大学校、管区警察学校等において講義を実施している。

(7) 犯罪インフラ対策の推進

① 犯罪インフラに関する取組

犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいい、本人確認書類を偽造して携帯電話やクレジットカード等の契約をするなどその行為自体が犯罪となるもののほか、それ自体は合法であっても、特殊詐欺等の犯罪に悪用されている各種制度やサービス等がある。犯罪インフラは、あらゆる犯罪の分野で着々と構築され、犯罪組織等がこれを利用して各種犯罪を効率的に敢行するなど、治安に対する重大な脅威となっている。

警察では、犯罪インフラに関連する情報を広範に収集・分析し、関係事業者等との連携を強化することによって、犯罪インフラの解体等を図るとともに、関係事業者が提供するサービス等に関する捜査に必要な情報の適時・円滑な確保を可能にすることにより、迅速かつ的確な捜査に資する捜査環境（捜査インフラ）を構築するための取組を推進している。

警察庁においては、関係省庁及び事業者と連携し、技術の発展等に伴う新たな制度やサービス等が犯罪に悪用されることを防止・解消するための取組を推進している。

② 特殊詐欺等に悪用される携帯電話への対策

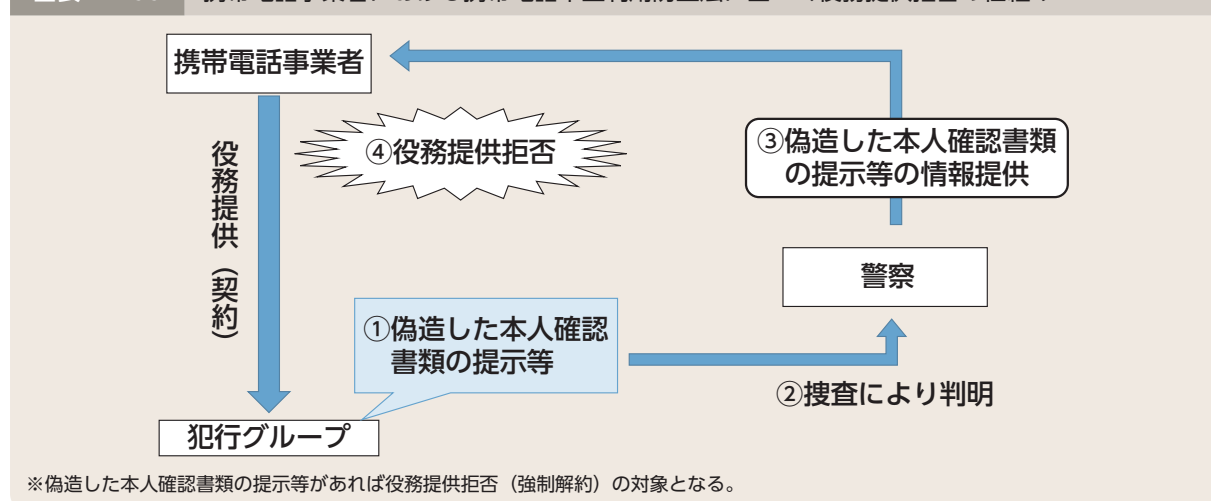
特殊詐欺等を実行する犯行グループには、自己への捜査を免れるためにレンタル携帯電話やMVNO^(注)が提供する携帯電話を悪用する実態が認められる。

レンタル携帯電話事業者の中には、携帯電話不正利用防止法で定められた貸与時の本人確認を適切に行わないものや本人確認を全く行わないものが存在するとともに、犯行グループの手に渡るまでに複数の事業者が介在している場合もあるなど、レンタル携帯電話の実際の利用者を特定することが困難となっている。

また、MVNOに対して偽造した本人確認書類を提示したり、本人確認書類に記載された者になりすまして契約するなどの方法により、不正に取得された架空・他人名義の携帯電話が特殊詐欺等に悪用されている。

このような状況に鑑み、警察では、本人確認が適切に行われなかった携帯電話について、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否がなされるよう携帯電話事業者に情報提供を行うとともに、悪質なレンタル携帯電話事業者を検挙するなど、犯罪に悪用される携帯電話への対策を推進している。

図表 2-66 携帯電話事業者における携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否の仕組み



注：Mobile Virtual Network Operatorの略。自ら無線局を開設・運用せずに移動通信サービスを提供する電気通信事業者

2 科学技術の活用

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の悪質化・巧妙化等に対応するため、警察では、犯罪捜査において、DNA型鑑定、プロファイリング等の科学技術の活用を推進している。

また、DNA型鑑定等のうち、特に高度な専門的知識・技術が必要となるものについては、都道府県警察からの依頼により、警察庁の科学警察研究所において実施している。

(1) DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNA（デオキシリボ核酸）^(注1)の塩基配列を分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法である。

① 警察におけるDNA型鑑定

警察で行っているDNA型鑑定は、主に、STR型検査法と呼ばれるもので、STRと呼ばれる特徴的な塩基配列の繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査法である^(注2)。

現在、日本人で最も出現頻度が高いDNA型の組合せの場合でも、約4兆7,000億人に1人という確率で個人識別を行うことが可能となっている。

② DNA型鑑定の犯罪捜査への活用

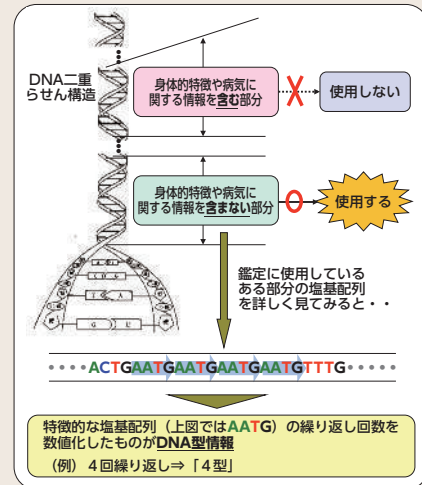
DNA型鑑定の実施件数の推移は、図表2-68のとおりであり、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等の身近な犯罪の捜査にも活用されている。

また、警察では、被疑者から採取した資料から作成した被疑者DNA型記録及び犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料から作成した遺留DNA型記録をデータベースに登録し、未解決事件の捜査をはじめとする様々な事件の捜査において犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

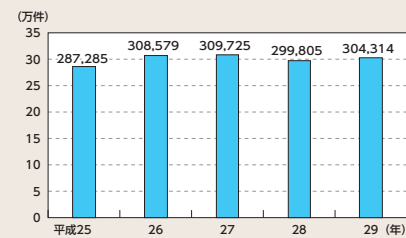
③ 身元確認のためのDNA型鑑定の活用

警察では、平成26年6月に閣議決定された「死因究明等推進計画」を踏まえ、27年4月から、身元不明死体の身元確認及び特異行方不明者^(注3)の速やかな発見に活用するため、身元不明死体に関する資料から作成した変死者等DNA型記録及び死体DNA型記録並びに特異行方不明者本人、その実子、実父又は実母に関する資料から作成した特異行方不明者等DNA型記録をデータベースに登録している。

図表2-67 警察におけるDNA型鑑定の概要



図表2-68 DNA型鑑定実施件数の推移（平成25～29年）



図表2-69 DNA型データベースの運用状況の推移（平成25～29年）

区分	年次	25	26	27	28	29
余罪照会 一致数（件） ^(注1)		4,279	4,552	3,946	3,576	3,389
遺留照会 一致数（件） ^(注2)		2,283	2,385	2,645	2,506	2,904

注1：被疑者DNA型記録をDNA型データベースに登録された遺留DNA型記録と対照して余罪を確認することを目的とした照会

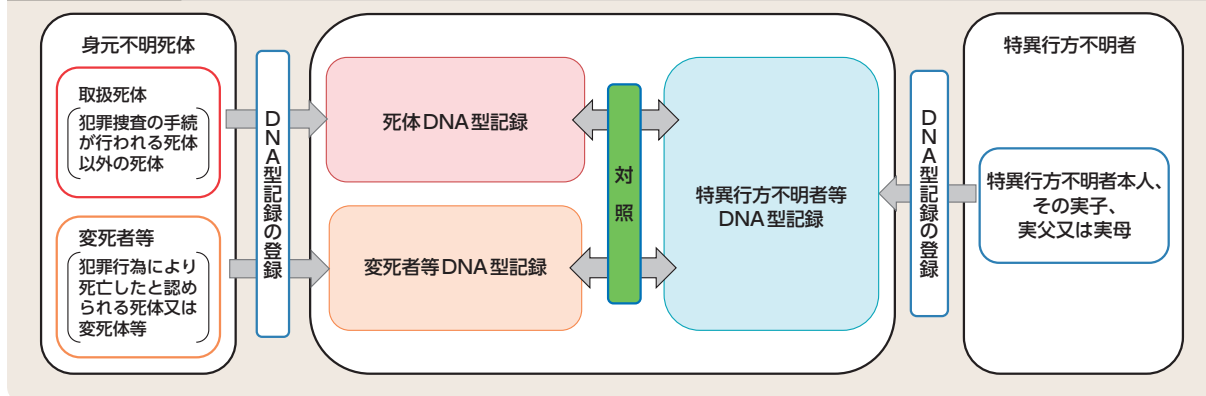
注2：遺留DNA型記録をDNA型データベースに登録された被疑者DNA型記録と対照して関係者を割り出すことを目的とした照会

注1：細胞核に存在する23対46本の染色体を構成する物質の一つで、長いらせんのはしご状（二重らせん）の構造をしている。

注2：塩基の繰り返し配列について、その反復回数を調べて、その繰り返し回数を「型」として表記して個人識別を行う。

注3：犯罪や事故等に巻き込まれ、生命又は身体に危険が生じているおそれのある行方不明者

図表 2-70 身元確認のためのDNA型データベースの活用



(2) デジタル・フォレンジック^(注1)

犯罪に悪用された電子機器等に保存されている情報は、犯罪捜査において重要な客観証拠となる場合がある。

電子機器等に保存されている情報を証拠化するためには、電子機器等から電磁的記録を抽出した上で、文字や画像等の人が認識できる形に変換するという電磁的記録の解析が必要である。しかし、電磁的記録は消去、改変等が容易であるため、電磁的記録を犯罪捜査に活用するためには、適正な手続により解析・証拠化することが重要である。

このため、警察では、警察庁及び地方機関^(注2)の情報技術解析課において、都道府県警察が行う犯罪捜査に対し、デジタル・フォレンジックを活用した技術支援を行っている。また、民間企業との技術協力を推進し、常に最新の技術情報を収集するとともに、国内外の関係機関と情報共有を図るなど、電磁的記録の解析に係るノウハウや技術を蓄積するように努めている。

近年では、情報通信技術の急速な進展により、新たな電子機器や情報通信サービスが次々と登場し、電磁的記録の解析が困難化している。そこで警察では、警察庁高度情報技術解析センターを中心に、高度で専門的な知識及び技術を有する職員を配置するとともに、高性能な解析用資機材を整備し、破損した電子機器等に記録された情報の抽出・解析等高度な解析を実施している。

(3) 指掌紋自動識別システム

指掌紋は、「万人不同」及び「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、明治44年に警視庁において指紋制度が導入されて以来、現在に至るまで、犯罪の捜査に欠かせないものになっている。

警察では、被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行う指掌紋自動識別システムを運用し、犯人の割り出し、余罪の確認等に活用している。



被疑者の指掌紋の採取状況
(被疑者は模擬)

図表 2-71 デジタル・フォレンジックの概要



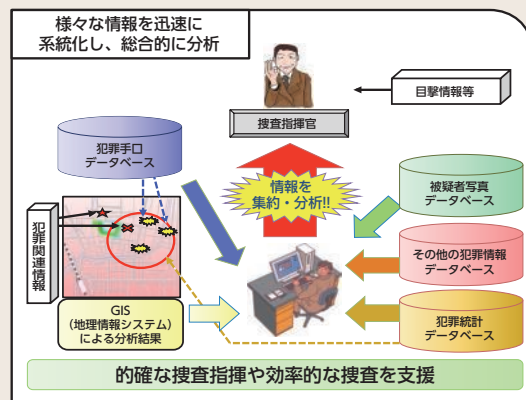
注1：犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続

2：管区警察局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部

(4) 情報分析支援システム(CIS－CATS^(注1))

警察では、様々な犯罪関連情報を迅速に系統化し、総合的な分析を可能とするシステムとして、情報分析支援システム（CIS－CATS）を運用している。同システムは、犯罪発生状況のほか、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を地図上に表示し、その他の様々な情報とも組み合わせることで、犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析することが可能であり、同システムを活用した的確な捜査指揮や効率的な捜査の支援を行うことで、事件解決に役立てている。

図表 2－72 情報分析支援システム



(5) 自動車ナンバー自動読取システム

自動車盗をはじめとする多くの犯罪では、犯行や逃走に自動車が悪用されていることから、被疑者の早期検挙を果たすためには、車両ナンバーに基づいて当該車両を発見・捕捉することが効果的である。このため、警察庁では、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備に努めている。

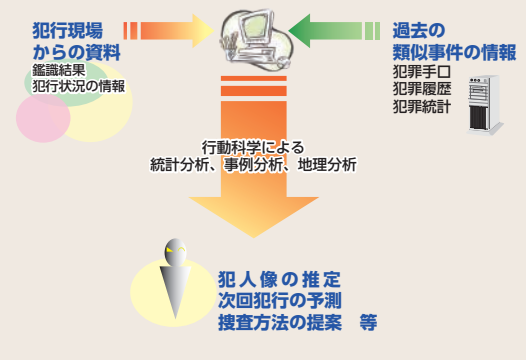
(6) プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用い、また情報分析支援システム等を活用して分析・評価することにより、犯行の連続性の推定、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定や次回の犯行の予測を行うものである^(注2)。

プロファイリングは、連続して発生している性犯罪、窃盗、放火、通り魔事件等、犯行状況に関する情報量の多い事件や犯人の行動の特徴がつかみやすい事件において、特に効果が期待される。

警察では、より高度で効率的な捜査を推進するため、捜査員とプロファイリング担当者が情報を共有・連携し、聞き込み捜査等の従来の捜査の結果と科学的見地に基づくプロファイリングによる推定結果の双方から、犯人像の推定等を行っている。また、プロファイリングには、行動科学や統計分析に関する専門的知識が求められることから、警察庁では、全国警察から捜査員及び科学捜査研究所で勤務する職員を集め、科学警察研究所で研修を実施するなどして、プロファイリング担当者の育成を図る一方、全国警察における分析結果の集約、検証等を通じて分析技術の高度化について研究を進めている。

図表 2－73 プロファイリング



注1：Criminal Investigation Support-Crime Analysis Tool & Systemの略

注2：我が国では、平成6年に科学警察研究所においてプロファイリングに関する研究が開始され、12年には北海道警察が都道府県警察として初めて特異犯罪分析班を設置した。警察庁においては、18年に情報分析支援室が設置され、プロファイリングを担当することとなり、26年には、体制を充実させ、捜査支援分析管理官が設置された。それ以降、都道府県警察においても体制の整備を進めている。

3 新たな刑事司法制度に対応した警察捜査

平成28年5月に成立し、同年6月に公布された刑事訴訟法等の一部を改正する法律は、取調べの録音・録画制度や通信傍受の合理化・効率化等を内容とするものであり、刑事司法の重要かつ多岐にわたる課題に対処するものである。警察では、これらの新たな制度に対応した警察捜査の構築に向けた取組等を推進している。

(1) 取調べの録音・録画に係る取組

① 取調べの録音・録画の試行の拡充

警察では、平成21年4月に全ての都道府県警察において、裁判員裁判対象事件について、取調べの録音・録画の試行を開始し、現在では、知的障害、発達障害、精神障害等の障害を有する被疑者についても、同試行を実施している。

また、刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、逮捕又は勾留をされている被疑者を裁判員裁判対象事件等について取り調べる場合には、原則として、その全過程を録音・録画することを義務付ける制度が、31年6月までに施行されることを見据え、警察庁では、28年9月に新たな取調べの録音・録画の試行指針を策定した。

同指針は、取調べの録音・録画制度の対象となる取調べ及び弁解録取手続について、原則として、その全過程を録音・録画することなどを内容としており、都道府県警察では、同年10月から、同指針に基づく試行（以下「新試行」という。）を実施している。

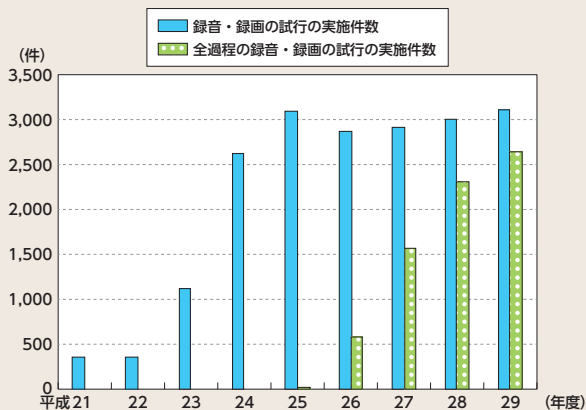
警察においては、取調べの録音・録画制度に適切に対応できるよう、取調べの録音・録画の試行に更に積極的に取り組むことなどにより、録音・録画の下での取調べの経験の蓄積及び技能向上に努めているほか、録音・録画装置の計画的な整備に努めるなど、必要な準備を進めている。

② 取調べの録音・録画の試行の実施状況

裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画の試行（28年10月からは新試行）の実施状況については、図表2-74及び図表2-75のとおりであり、取調べの録音・録画制度の施行に向けて、原則全過程の録音・録画の実施の徹底に努めている。

図表2-74

裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画の試行の実施件数の推移
(平成21～29年度)

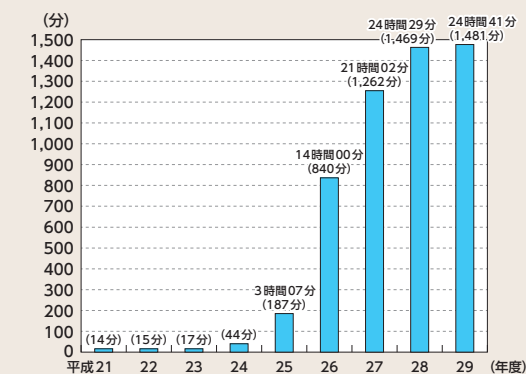


注1：全過程の録音・録画の試行の実施件数は25年度から集計

2：28年度中の録音・録画の試行の実施件数については、上半期が1,685件で、下半期が1,343件であり、同件数のうち全過程の録音・録画の試行の実施件数については、上半期が1,216件で、下半期が1,108件である。

図表2-75

裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画実施事件1件当たりの平均実施時間の推移
(平成21～29年度)



注：28年度中の録音・録画実施事件1件当たりの平均実施時間は、上半期が23時間58分 (1,438分) で、下半期が25時間09分 (1,509分) である。

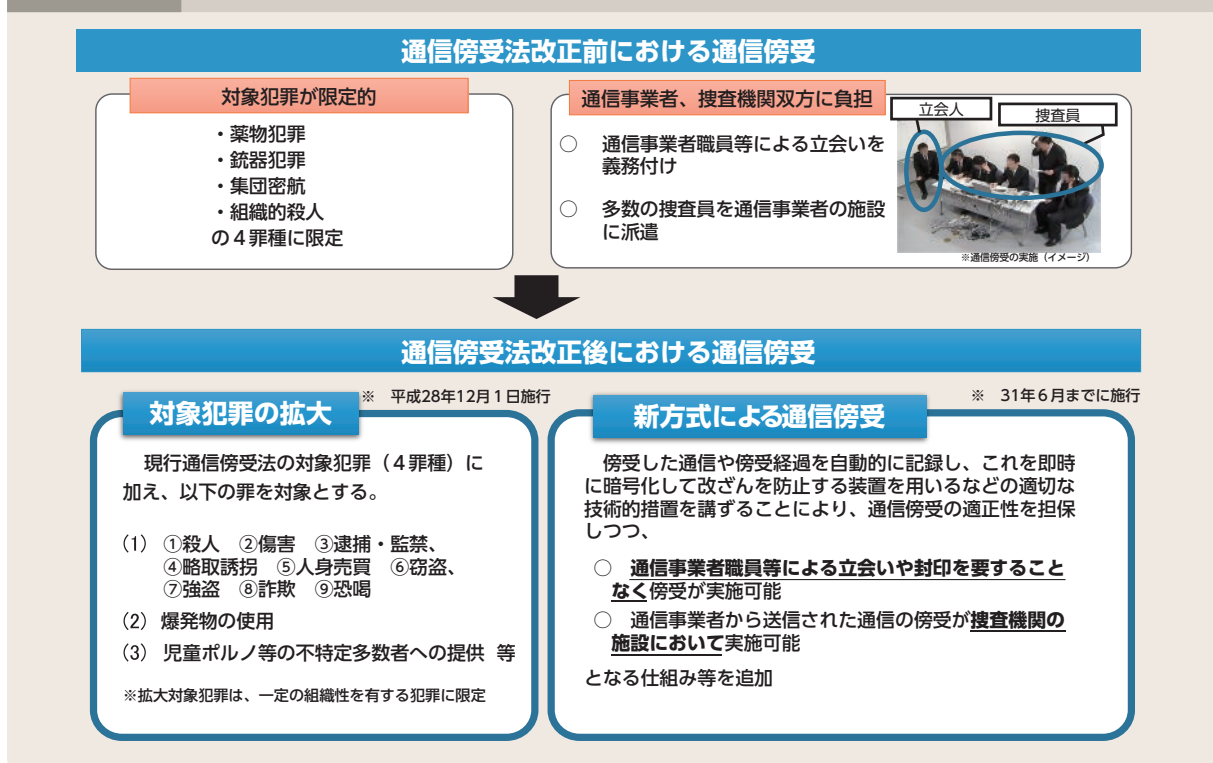
(2) 通信傍受の合理化・効率化

刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、通信傍受法^(注1)も改正され、平成28年12月から、特殊詐欺や組織窃盗、暴力団等の犯罪組織による殺傷事件等の一般国民に重大な脅威を与えている組織犯罪についても通信傍受が活用できることとなっている^(注2)。

また、現行法では、通信傍受を行う際の通信事業者職員等による立会いが義務付けられているほか、通信事業者の施設において傍受を行うこととなるため、多数の捜査員を相当期間派遣する必要があるなど、通信事業者、捜査機関双方に大きな負担が生じていたところ、31年6月までには、通信内容の暗号化等の技術的措置を講ずることで通信傍受の適正性を担保しつつ、通信事業者による立会い・封印を不要とし、また、警察の施設での通信傍受を可能とする手続を新たに導入するなど、手続の合理化・効率化が図られることとなる。

通信傍受は、他の捜査手法のみでは困難な組織的犯罪の全容解明や真に摘発すべき犯罪組織中枢の検挙に有用な捜査手法となり得ることから、警察では、引き続き法の定める厳格な要件・手続に従いつつ、通信傍受の有効かつ適正な実施に努めていくこととしている。

図表2-76 通信傍受法改正後における通信傍受の概要



(3) その他

上記のほか、刑事訴訟法等の一部を改正する法律には、証拠の一覧表の交付手続の導入等を内容とする証拠開示制度の拡充、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大等を内容とする弁護人による援助の充実、ビデオリンク方式による証人尋問の拡充等を内容とする犯罪被害者等及び証人を保護するための措置等の新たな制度が盛り込まれており、平成31年6月までに同法が全面施行され、全ての制度が一体として整備されることにより、時代に即した新たな刑事司法制度が構築されることとなる。

注1：犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

2：新たに対象犯罪に追加されたのは、殺人、傷害、逮捕・監禁、略取誘拐、人身売買、窃盗、強盗、詐欺、恐喝、爆発物の使用、児童ポルノ等の不特定多数者への提供等。また、追加された犯罪で通信傍受を実施するためには、従来の実施要件に加え、一定の組織性（当該犯罪があらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われたと疑うに足りる状況があること）を有することを要する。

警察活動の最前線



ふっけい君

一つでも多くの「想い」を返還するために

福岡県中央警察署会計課会計係（現 福岡県警察本部総務部会計課庶務係）

まきもと 牧本 かずみ 主任

私が勤務している福岡県中央警察署は、アジアの玄関口である福岡市の中心部を管轄しています。近年、外国人観光客が急増している影響もあって、中央署の遺失届の受理件数は年間約1万7,000件、拾得物の受理件数は年間約11万4,000件で、それぞれ年々増加傾向にあり、遺失物業務は多忙を極める毎日です。

先日、地下鉄に置き忘れられていたパソコンが拾得物として届け出られ、遺失者である高齢の女性に警察署に取りに来ていただいたことがありました。その際、パソコンの返還手続をしながらお話を伺うと、そのパソコンは、パソコン教室に通うために人生で初めて購入されたもので、県外に住む御家族に設定や使い方を教えてもらった思い出等の様々な「想い」が詰まった大切なものであり、無くしたときに、知人から「もう見付からないよ」と言われて気落ちしていたとのことでした。手続を終えてパソコンを返還した際には、「パソコンが見付かって本当に嬉しい。ありがとうございます」と大変喜んでくださり、私も自分のことのように嬉しくなりました。

拾得物には、遺失者の「想い」が詰まっています。忙しい毎日で、時には笑顔を忘れてしまいそうになりますが、私は、こうした嬉しい出来事に会えるたび、遺失物業務のやりがいと達成感を感じることが出来ます。

遺失物業務は、遺失者の大切な「想い」をお返ししているということを胸に、これからも笑顔で頑張ります。



ひばりくん

最新の鑑定技術を駆使した犯罪捜査

茨城県警察本部刑事部科学捜査研究所法医研究室

さとう たかし 佐藤 敬司 主任

私は、科学捜査研究所の法医研究室員として、主に犯罪の現場で採取された資料のDNA型鑑定を行っています。普段は研究所内にあるクリーンルームでの細かな作業が中心ですが、DNA型は、付着場所や採取場所によっては検出が難しいことがあることから、時には現場に出動し、捜査員に資料の採取方法について助言することもあります。

以前、警察署に赴き、未解決の殺人事件の捜査会議に出席したときのことで。当時は、犯人が全く分からない状況でしたが、捜査員の一人からDNA型鑑定について熱心に聞かれ、「絶対にこの凄惨な事件を解決したい」という強い思いが伝わってきました。私は、その思いに何としてでも応えようと、証拠品の着衣を70か所以上切り取り、最新の鑑定技術を駆使して粘り強く検査を続けた結果、ついに犯人のDNA型を検出するに至ったのです。その後、捜査員の「後は私たちが必ず犯人を見付け出すので任せてください」という言葉のとおり、地道な捜査の結果、犯人が逮捕され、捜査員から御遺族の感謝の言葉を聞き、長い間つらい思いをされてきた御遺族の役に立てたことに心の底から仕事のやりがいを感じることができました。

これからも捜査員等と連携し、被害者や御遺族のため、DNA型鑑定を通じて事件の解決に貢献していく所存です。

